
高額所得者の分布に関する戦前・戦後比較

谷沢 弘毅

前・住信基礎研究所

戦前は、戦後より所得階層間・地域間の所得分配が不平等であり、高額所得者内に限っても同様の状況が存在した。戦前的高額所得者のなかで圧倒的な割合を占めていたのは、都市圏在住の第3次産業就業者である。このため高額所得者の代名詞として華族、資産保全ファミリー、帝国議会（特に貴族院）議員等をあげていた従来の固定観念を訂正する必要がある。3集団が高額所得層に入っている背景には、華族制度、貴族院議員（特に多額納税者互選議員）の選挙制度、資産保全組織の設立、長子相続等、各集団を存続させるメカニズムが存在していた。また高額所得層の所得階層間格差を要因分解すると、業種別では第3次産業内格差、爵位別では平民内格差、資産保全組織別では財閥内格差、国会議員別では非国会議員内格差が、それぞれ大きな影響を与えていたことがわかった。

戦後は、GHQによる各種の経済民主化政策や所得税率の引き上げ、選挙制度の改正等によって、階層間の流動化が活発化して格差が大きく縮小していった。さらに戦後の高額所得層の特徴を構成比により戦前と比較すると、地域別では東京圏の上昇・地方圏（大阪圏を含む）の低下、所属組織別では統治組織関係者の低下・民間企業就業者の上昇、企業規模別では大企業役員の低下・中小企業オーナーの上昇がおこっている。

1. 問題の所在

本稿は、(財)交詢社編『第41版日本紳士録』および(株)東京商工リサーチ編『昭和58年版全国高額所得者名簿』を利用して、高額所得者の分布に関する戦前・戦後比較をおこなうことを目的とする。

高額所得者に関する研究は、分析対象の戦前と戦後でそれぞれ異なった目的と資料にもとづきおこなわれている。戦前に関する研究では、高額所得者全体を対象と

した研究は意外に少なく、高額所得者にほぼ対応した華族・財閥・地主等の資産家を個別に分析した研究が多い。これらの研究の主要関心事は、資産家を日本の経済発展を資金面から支えた経済主体とみなして、その行動を分析することであった。特に地主に関しては、周知のとおり戦前から寄生地主制として活発に分析されてきた。ただし最近では、渋谷隆一駒沢大学教授を中心として渋谷編（1984、1985）等の個人データが精力的に発掘されており、これらのデータを使用した渋谷ほか編（1989）、佐藤（1990）等、資産家の分布に関する研究へと発展している¹⁾。

しかしこれらの分析でも、①所得総額を明示するような、厳密な意味での高額所得者の分析はおこなわれていないこと、②大半は民間によって調査された資産総額のデータを使用しており、小規模かつ不正確であること、③財閥・華族・地主等のグループが、高額所得者（あるいは資産家）全体のなかでいかなる役割を担っているかといった視点が欠けていること、等の問題点がある。このため従来の研究では、経済面からみた我が国の支配階層を統一的に把握できていない²⁾。

これに対して戦後については、資産総額に代わって所得額が注目を集めることとなった。この背景には、資産総額の把握がきわめて難しいことに加えて、医師・農家・自営業主等の優遇税制や所得捕捉率の低さが課税上の不公平感をもたらしており、税制改革にあたって高額所得者の分布に関する情報が必要となったことがあげられる。そしてこの視点にもとづき溝口（1987）、市川（1986、1987、1991）等の研究が発表されている。これらの研究を戦前の研究と比較すると、①データの規模が格段に大きくなったほか、その精度も向上していること、②分析手法も分布の状況等を定量的に計測するなど向上していること、等の特徴があげられる。ただしこの種の研究には、多様な個人情報の蓄積が必要であるが、現在でもなかなか入手することが難しい。このため戦後の研究もようやく開始されたにすぎない。

以上のように現在、戦前と戦後を統一的に把握できる正確な分布データが作成されておらず、それにもとづく本格的な比較研究もおこなわれていない。しかし幸いなことに、我が国は先進国に先駆けて個人所得税を導入しており、この課税所得データを利用すると、比較的正確な高額所得者の分析をすることが可能である。

以下では、まず第2章において、採用すべき資料の内容や計測方法等を検討する。そして第3章で高額所得者の集団特性を、従来から高額所得者の代名詞として引き合いにだされる戦前の華族、資産保全組織、主要統治組織ごとに整理・分析するとともに、その要因分解をおこなう。この結果をもとに第4章で、戦前・戦後の階層構成の特徴を述べ、若干の含意を引き出す。これによって従来まったくべールに包

まれていた高額所得者の集団特性を明らかにしてみたい。

2. 資料等の検討

2.1 戦前に関する資料

所得分布の分析においては、常に所得の過小申告が障害とならざるをえない。特に高額所得者の分析ではこの傾向が強く、所得を完全な形で把握することはきわめて困難である。

われわれの入手できる戦前の資料には『貴族院多額納税者議員互選人名簿』（以下、『互選人名簿』という）³⁾ および、いわゆる「紳士録」「金満家名簿」等の名称によって明治初期より民間で作成されてきた名鑑類⁴⁾がある。

前者は、貴族院議員の選挙の際の候補者名簿に該当するものである。貴族院令によって皇族、公・侯爵は無選挙であるが、伯・子・男爵、学士院会員や道府県における多額納税者は選挙によって任期7年の貴族院議員となることができた。特に多額納税者議員の場合、多額の直接国税総額（地租、第三種所得税、営業収益税の合計）を納めている者が有権者の資格を有し、これらの有権者の互選によって選出された。この互選の際の選挙資料として作成された名簿が『互選人名簿』であり、これは多額納税者議員の改選期に（17回にわたって）各府県ごとに作成された⁵⁾。ただし1925年の選挙制度改正以前においては、有権者は各県とも15名で全国計は705人にすぎなかった。しかし1926年以降は各県が100～200名（北海道、東京、京都、大阪、神奈川、兵庫、新潟、埼玉、千葉、茨城、愛知、静岡、長野、福島、岡山、広島、福岡、熊本、鹿児島）の19府県が200人、それ以外の県が100人）となり、全国計は6600人に増加した。

『互選人名簿』には、①住所、②氏名、③職業、④地租（納税地別）、⑤営業収益税額または営業税額、⑥第三種所得税額または所得税額（所得源泉別）等の項目が掲載されており、詳しい個人情報が入手できる。ただし残念なことに『互選人名簿』では、1) 選定基準が第三種所得税額以外に地租等を含めていること、2) 各県によって上位100番までの納税者の所得水準が異なり、全国的に一定の所得金額で統一されていないこと、3) 無選挙で選出される皇族、華族等の直接国税額が欠如していること、等の問題点があり、使用にあたっては留意する必要がある。

これに対して後者の民間データには、明治の初期から信用調査や懇親用を目的とした各種の年鑑類がある。調査方法や掲載方法等にバラツキがある点は否めないが、

全国的な規模で所得額を掲載している資料として(財)交詢社編『日本紳士録』(以下『紳士録』と略す)、(株)人事興信所編『人事興信録』、(株)商業興信所編『商工資産信用録』、(株)国際探偵社編『法人個人職業別調査録』等がある。このなかで『紳士録』は1889年の創刊で歴史が古く(特に地租、所得税は1896年から1944年まで記載している)、長期間の変化を追うことができる。なお、いわゆる紳士の範囲は徐々に拡大され、例えば第41版(1937年)における選考基準によると、「名士および第三種所得税50円以上、または営業収益税70円以上を納める資産家」となっていた。同年の掲載総数は約18.7万人であり、納税人員(103万人)の18%を占めていた。現在の政府統計の調査世帯数と比較しても大規模な調査であったといえよう。

もっとも47道府県全てを掲載しているわけではなく、1936年時点の掲載地は北海道、宮城、東京、千葉、埼玉、神奈川、栃木、群馬、愛知、静岡、大阪、京都、兵庫、奈良、新潟、石川、岡山、広島、山口、福岡、長崎の21府県の主要都市およびその接続郡部に限定されている。このため巨大地主である山形県の本間家のように、地方圏において第1次産業あるいはその加工によって高額所得を得ていた世帯が除外されている等、問題がないわけではない。また、おそらく戦前に、我が国最大の所得を得ていたであろう昭和天皇が掲載されていない点も、あわせて指摘しておこう⁶⁾。さらに掲載された者のうち、所得税額が記入されていない人数は、全国平均で約20%程度であった。この回収率は、現在の政府統計と比較してもかなり高い。

『紳士録』の掲載項目は、発行期間中において常に一定であったわけではないが、①住所、②氏名、③所属組織名およびその役職、④第三種所得税額、⑤営業収益税額、⑥電話番号等である⁷⁾。④を表1の超過累進税率で割り戻すことによって、個人別の第三種所得額を推計することができる。ただし第三種所得は、以下の5つの理由からわれわれの必要とする課税前の世帯所得(以下、稼得所得という)とは異なることに注意する必要がある。

- 1) 所得の申告が個人単位でおこなわれており、世帯単位ではないこと。
- 2) 土地の売却にともなう一時所得が課税所得に含まれていること。
- 3) 利子所得は、大半が第二種所得に計上されていること。
- 4) 賞与・配当所得の一定割合が控除されていること。
- 5) 農家世帯における農産物の自家消費額が除外されていること。

特に4)の賞与・配当所得は、1899年当時は第三種所得から控除されていたが、1920年から6割、1937年から8割を、それぞれ第三種所得に組み入れることとなった。この点は、配当所得の比率の高い高額所得者の分析にあたって、留意する必要

表1 1936年における所得階層別税率

(%)

第三種所得 階層別	超過累進 税率	所得税 負担率
1,200円以下	0.8	—
1,200円超	2.0	0.8
1,500円超	3.0	1.0
2,000円超	4.0	1.5
3,000円超	5.0	2.4
5,000円超	6.5	3.4
7,000円超	8.0	4.3
10,000円超	9.5	5.4
15,000円超	11.0	6.8
20,000円超	13.0	7.8
30,000円超	15.0	9.6
50,000円超	17.0	11.7
70,000円超	19.0	13.2
100,000円超	21.0	15.0
200,000円超	23.0	18.0
500,000円超	25.0	21.0
1,000,000円超	27.0	23.0
2,000,000円超	30.0	25.0
3,000,000円超	33.0	26.7
4,000,000円超	36.0	28.3

注) 所得税負担率とは、第三種所得税額を第三種所得額で割った値である。

がある。

以上のような問題点をもっているものの、現在入手できる資料のなかでは稼得所得に一番近い数字を有する『紳士録』に、われわれは注目してみたい。

2.2 戦後に関する資料

戦後は、戦前と比較して個人情報関連の年報類がかなり出版されるようになった。代表的なものとして戦前からの『紳士録』『人事興信録』以外に、(株)東京商工リサーチ編『全国高額所得者名簿』(ただし昭和59年版以降は『全国高額納税者名簿』と名称を変更;以下「名簿」と略す)、(株)帝国データバンク編『帝国会社役員知名人名鑑』、(株)日外アソシエーツ編『現代日本人名鑑』、(株)サンケイ新聞データシステム編『産経人物年鑑』『産経日本紳士年鑑』、(株)東亜興信所編『全国高額所得調』等があげられる。

ただし上記の資料のうち、所得額を掲載しているものはほとんどなく、『紳士

録』でも税額（あるいは所得額）が記載されなくなった。さらに所得額が掲載されている資料では、いずれも原データが所得税法第233条（申告書の公示）にもとづき全国の税務署で毎年5月1日から15日に公示された申告所得者名と申告所得額（あるいは所得税額）である。この場合の公示基準（高額所得者の定義）は、昭和45年版以降58年版までが課税所得1000万円以上、昭和59年版以降は納税額1000万円以上の個人である。そこで本稿では、上記資料のうち一番詳細な『名簿』を採用することとした。同資料は、東京商工リサーチが税務署の公表データを収集して一冊に編集した資料であり、昭和58年版（調査対象年次は昭和57年）では約52万人が掲載されている。一部脱税等の非合法な手段による虚偽の申告は避けられないものの、所得の捕捉率が戦前と比較して数段高まっているほか、対象者がほぼ全国民を網羅したと考えられるため、『名簿』はきわめて貴重な資料といえよう⁸⁾。

この資料では、①住所、②氏名、③課税所得額（または課税額）、④職業が掲載されている。このうち②は、東京、大阪および大都市近県の一部が税務署において仮名タイプされているため、漢字表記と比較して異時点間における同一人物か否かの確認が難しく、個人ベースの時系列比較がおこなえずらい。このため同資料では、自社のデータにもとづき確認のできるものに限って、漢字に変更して掲載している。③は、所得税法の改正によって昭和58年版を最後に課税所得が発表されなくなり、昭和59年版以降、代わりに所得税額を掲載することとなった。また④はもともと公示資料には掲載されておらず、同社によって判明したもののみが掲載されているにすぎず、産業別の分析がおこなえない。この問題点は、他の資料で補足することによってある程度解決できるが、かなりの時間を要しよう。

さらに戦前の『紳士録』と同様に、個人単位であること、土地の売却益が含まれていること、農家の自家消費が計算されていないこと等の問題がある。特に戦後は、地価高騰によって土地の相続価額が大幅な上昇を示し、相続時に所得の急増する土地長者が高額所得者のトップ・クラスに多数登場した。このため高額所得者の研究にあたっては、これらの一時的な所得を除外した稼得所得額のみを推計することが望まれようが、実際にはきわめて難しい。市川（1986）は、このような稼得所得額を得ている高額所得者を「恒常的高額所得者」と定義した上で、対象期間10年間のうち複数年次の『名簿』に常に上位1500人に登場している474人を分析対象として抽出（名寄せ）した⁹⁾。この方法によると、「恒常的高額所得者」が高額所得者全体に占める割合は31.6%となり、高額所得者の3分の2は浮動階層であることを示している。この数字は、高額所得者のままでいることが難しい、いわば安定性が弱

いことを示唆しているといえよう。

2.3 作業の概要

実際の作業内容は、高額所得者の分析にあたり何を重視すべきかによって異なつてこよう。この点に関して溝口（1987）では、①高額所得者の分布状況を把握すること、②高額所得者がその階層に、どの程度とどまっていられるか（いわば安定性）を検討すること、の2点を指摘している。このうち①は、高額所得階層が全世帯の所得分布のなかで、いかなる位置づけにあるか、高額所得者がいかなる人々によって構成されているか等を確認するものであり、かならずしも個人名の確認を必要としない。これに対して②は、高額所得者に該当する個人が、いかなる確率でこの階層に入っているか等を確認するものであり、個人名情報にもとづく名寄せ作業が必要となる。また①が1時点のみから把握できるのに対して、②は第1時点の各所得階層に属する個人が第2時点にどの所得階層へ移動するかを示す遷移確率よりなる行列（トランジション・マトリックス）を作成することが必要となる等②の作業量は①に比べて大幅に増加しよう。本稿では作業の簡便性ととも、市川（1986）が指摘しているように「恒常的高額所得者」が少数であることを考慮して、戦前・戦後とも1時点のデータで分析できる①の項目を検討することにした¹⁰⁾。

作業にあたっては、高額所得者の抽出方法、対象時期の選定および集団特性の計測方法を検討しておく必要がある。まず高額所得者の抽出方法として、①実質的な所得水準、②全世帯の所得総額に占める上位世帯の所得総額の比率、③上位世帯数、④全世帯数に占める上位世帯数の比率、の4つの基準が考えられる。各方法とも優劣をつけることが難しいが、本稿では長者番付に代表されるように人々が暗黙のうちに上位何人以内に入っているかという意識をもっていることや、高額所得層内の所得分布を2時点比較するため、対象者数を一定にする必要があることを考慮して、③の基準を採用することにした¹¹⁾。実際の作業にあたっては、植民地を除く旧内地の上位5000人を高額所得者層とみなした。5000人でなければいけない積極的な理由はないが、不平等係数の計測や高額所得者の属性分布の計測等の安定性のためには、5000人あれば十分であると考えられるためである。また戦後に関して溝口（1987）が、全国の上位3000人を対象とした分析をおこなっているため、その追試を兼ねて5000人に拡大してみた。

計測対象年をいつにするかも、重要な問題である。戦後に関しては、課税所得の最新年が提示されている1982年（すなわち『昭和58年版名簿』）を採用することに

異論なかり。他方、戦前期については、我が国が明治以降大きな変動をとまな
ながら近代経済成長を達成してきたため、そもそも一括して分析することはかな
らずしも適切ではない。しかしあえて戦後との比較で1時点を決するなら、まず所
得税法の動向に注目する必要がある。すなわち所得税法は1940年に大改正がおこ
なわれたが、この大改正に先立ち、政府が戦費調達的手段として1937年の北支事
変特別税や1938年の支那事変特別税、等の所得税増徴を相次いで実施した。これ
らの増税に対抗して、高額所得者が所得額の公表を差し控える傾向が強くなり、
『紳士録』から第三種所得を推計することが難しくなってきた。また各種の産業統
制が1940年前後から実施されてきたため、このような統制経済の進んだ状況では、
われわれが本来目指している自由経済における所得分布の計測が、そもそも可能
であるかどうかという問題も提起されよう¹²⁾。さらに一橋大学経済研究所が推計
した一連の『長期経済統計』においても、デフレーター基準年を1934～36年平均とし
ているなど、1936年は戦前期のうち安定した経済状況の年次であったことが窺
える。以上の理由によって本稿では、1936年（すなわち『第41版紳士録』）を採
用する。

また『紳士録』には、所属組織名が掲載されている。この名称を目安として、所
属業種を確定していくことが可能である。もっとも商号のみから所属業種を確
定することは、きわめて不確実な方法であり限界があることをあらかじめ断つてお
きたい。

最後に集団特性を計測する方法について付言しよう。計測項目は、主に高額所得
階層の分布状況とともに、高額所得階層内の主要集団に関する特性の2つが考えら
れる。まず分布状況は、所得階層間の格差に加えて地域間の格差を計測する。そ
の方法は、すでに筆者の別の論文においても繰り返し述べてきたように、多数の
方法が提唱されてきた。本稿では、ジニ係数、変動係数、パレート係数を適宜選
択して使用していきたい¹³⁾。ジニ係数、変動係数は要因分解の可能な方法であり、
パレート係数は一部の所得分布から全体の所得分布を推測することが可能な
方法である。

一方、高額所得階層内の主要集団に関する計測方法には、本稿では集団が所得
と人数で表現できる点に着目して、全世帯比、発生率という指標を導入した。全
世帯比とは、各集団の平均所得を全世帯の平均所得で割った比率である。た
だし上位5000人のなかには、世帯内に複数の納税者がいる場合があるが、こ
のような場合は少数であると仮定して、納税人数を納税世帯数とみなした。
また全世帯の平均所得は、戦前・戦後とも把握することが難しい。そこで次
善の方法として、1936年については経済企画庁編『昭和38年度版国民所得
白書』における個人所得をもとに、第

三種所得と同一の所得概念の世帯所得総額を推計した上で、これを総世帯数で割って平均所得を算出した¹⁴⁾。一方、1982年は、経済企画庁編『昭和60年基準改訂；国民経済計算報告』の「制度部門別所得支出勘定」における家計部門の受取総額を総世帯数で割った数値を、平均所得とみなした¹⁵⁾。また発生率とは、対象集団数全体に占める高額所得者数の割合であり、この数値を比較することによって、いかなる比率で高額所得者が輩出したかを比較することができる。

3. 計測結果の概要

3.1 所得階層別・地域別の分布

まず上位階層別に平均所得を比較してみると（表2）、当然、上位階層ほど平均所得が高い。特に第1位を比較すると、1936年が三井高公の254万4628円、1982年が上原昭二の55億9618万円である。また全世帯平均の課税所得は、1936年が900円、1982年が716万円と推計されるため、全世帯比は上位5000人の場合に1936年が64倍、1982年が20倍となる。もっとも第三種所得から一部除外されている配当所得の所得総額に占める割合が、高額所得者ほど大きいことを考慮すると、1936年の数値は過小推計である可能性が高い。このため現実の格差は、この数値以上に高かったことが予想される。

また国民が高額所得者に対してもっている羨望感情の度合を、高山憲一橋大学教授が開発した羨望感指標によって計測してみよう（補論1を参照）。この指標は、ある一定の所得水準以上で人々が「リッチ」な気分になるという仮定をもとにつくられた「打ち切り所得分布」という独特の所得分布から計測された指標であり、この数値が高いほど羨望感情が大きくなる。この数値を計測するには「リッチ」な気分となる所得水準を決める必要があるが、本稿でこの所得水準を得ている人々が全世帯数の上位1万分の1のうちにいる場合を計測してみた。その結果は1936年が0.0129、1982年が0.0020となり、高額所得者に対する国民の羨望感情は戦前が戦後より高かったことが確認できる。

次に上位5000人における所得階層間格差を計測すると、ジニ係数、変動係数、パレート係数のいずれも戦前が戦後よりかなり大きな格差があった。このうちパレート係数の各階層間の数値が戦前・戦後ともそれぞれ安定していることから、各水準が概ね全世帯の格差をあらわしていると考えられる。溝口（1986）、寺崎（1986-b）等の研究によると、戦前期の所得分布について①1890年から1940年に

表2 上位人数別の平均所得・所得階層間格差

上位人数	平均所得				所得階層間格差					
	1936年		1982年		ジニ係数		変動係数		パレート係数	
	(円)	全世帯比	(千円)	全世帯比	1936年	1982年	1936年	1982年	1936年	1982年
1~100人	491,392	546.0	644,250	89.9	0.3327	0.2273	0.8164	0.5919	1.6888	2.4241
1~200人	346,199	384.7	497,009	69.4	0.3359	0.2336	0.9214	0.6249	1.7356	2.4464
1~300人	280,173	311.3	426,010	59.5	0.3437	0.2356	0.9877	0.6424	1.8100	2.6167
1~500人	214,016	237.8	347,659	48.5	0.3513	0.2442	1.0711	0.6714	1.8227	2.5013
1~1,000人	147,338	163.7	263,897	36.8	0.3638	0.2475	1.1906	0.7036	1.8000	2.4748
1~3,000人	78,684	87.4	171,302	23.9	0.3968	0.2454	1.4308	0.7376	1.6515	2.5095
1~5,000人	57,983	64.4	140,674	19.6	0.4126	0.2418	1.5665	0.7456	1.5931	2.5603
納税世帯	3,394	3.8	—	—	0.4294	0.3135	3.2980	—	1.6644	2.0949
全世帯	900	1.0	7,163	1.0	0.5250	0.3500	—	—	1.4524	1.9286

- 注) 1. 全世帯比とは、上位人数別の平均所得÷全世帯の平均所得である。上位5,000人までの平均所得は、1936年が交詢社編『第41版日本紳士録』における21府県(具体的な県名は表3を参照)を対象とした1936暦年の第三種所得、1982年が東京商工リサーチ編『昭和58年版全国高額所得者名簿』における全国を対象とした1982暦年の課税所得を使用した。また1936年の所得税納税世帯(74万世帯)の平均所得は、大蔵省主税局編『主税局第63回統計年報書』における全国を対象とした1936暦年の第三種所得である。
2. 1936年における全世帯の平均所得は、以下のように第三種所得と同一の所得概念に調整して算出した。全世帯の平均所得=第三種所得ベースの世帯所得総額(12,149百万円)÷総世帯数(13,503,859世帯)ただし、
- (1)第三種所得ベースの世帯所得総額=世帯所得総額(14,612百万円)-配当所得の非課税額(256百万円)-賞与の非課税額(926百万円)-第二種所得に分類される利子所得(1,281百万円)
- (1-1) 世帯所得総額=個人所得(14,546百万円)+社会保険負担(66百万円)
- (1-2) 配当所得の非課税額=個人配当所得(640百万円)×0.4
- (1-3) 賞与の非課税額=勤労所得(5,978百万円)×[{第三種所得の賞与(225百万円)÷0.6×0.4} ÷ {第三種所得の俸給・給料・歳費(525百万円)+ (225百万円)÷0.6+第三種所得の諸給与(68百万円)}]
- (1-4) 第二種所得に分類される利子所得=個人利子所得(1,413百万円)×[第二種所得の甲(495百万円)÷{(495百万円)+第三種所得の非営業貸金・預金・公債・社債の利子(51百万円)}]
- (2)総世帯数は沖繩県を除く全国の総世帯数(13,378,077世帯)+沖繩県の総世帯数(125,782世帯)なお、第三種所得ベースの世帯所得総額の算出にあたり、(1-3)式の[]内と(1-4)式の[]内は、大蔵省主税局編『主税局第63回統計年報書』における1936暦年の数字、それ以外は経済企画庁編『昭和38年度版国民所得白書』の「第四. 昭和5~38年国民所得勘定 第2表. 個人所得とその処分」における1936暦年の数字である。もっとも(1-1)式の個人所得には帰属家賃と帰属利子が、(1-2)式の個人配当所得には利益処分の役員賞与が、(1-4)式の個人利子所得には帰属利子が、それぞれ含まれているため、実際の数値と厳密には一致しない点に留意されたい。
- 一方、(2)式の沖繩県を除く全国の総世帯数は総務府統計局編『昭和25年国勢調査報告』第8巻における1935年10月1日現在の数字、沖繩県の総世帯数は総務庁統計局編『昭和55年国勢調査解説シリーズ、No.2 沖繩県の人口』における1935年10月1日現在の数字を使用した。
3. 1982年における全世帯の平均所得は、以下の式によって算出した。全世帯の平均所得=世帯所得総額(2,579,789億円)÷総世帯数(36,015,026世帯)なお、世帯所得総額は、経済企画庁編『昭和60年基準改訂; 国民経済計算報告』上巻の「第1部 フロ一年次計数編、II. 制度部門別所得支出勘定」における1982暦年の家計部門の受取総額である。ただしこの受取総額には帰属家賃が含まれている点に留意されたい。一方、総世帯数は、総務庁統計局編『昭和55年国勢調査報告』第2巻(その1)における1980年10月1日現在の数字である。
4. 所得税納税世帯の所得階層間格差は、以下の資料を使用した。1936年のジニ係数は、1936年のパレート係数より以下の式で算出した。ただしこの式が適用できるのは、あくまで所得分布にパレート法則が妥当している場合である。
$$G = 1 \div (2P - 1)$$
なおGはジニ係数、Pはパレート係数を示す1982年のジニ係数は経済企画庁編『平成2年版経済白書』p.532の第3-1-10図(データは、国税庁編『国税庁統計年報書』における給与所得(源泉))を、1936年の変動係数は高橋『所得分布の変動様式』p.75の表-III(データは、第三種所得)を、1936年のパレート係数は沙見編『改訂; 国民所得の分配』p.171の第20表(データは、第三種所得)を、それぞれ使用した。1982年のパレート係数は、ジニ係数より算出した。全世帯の所得階層間格差は、以下の資料を使用した。
5. 1936年のジニ係数は、南『日本の経済発展』p.327の表11-12を使用した。ただしこのデータは横須賀市内の全世帯を対象とした戸数割という地方税の課税所得であり、全国のデータではない。利用にあたっては留意されたい。また1982年のジニ係数は寺崎『所得格差は拡大しているか』p.73の表-1(データは、厚生省編『国民生活実態調査』における単身者を含む全世帯の課税前所得)を使用した。1936年および1982年のパレート係数は、それぞれ同年のジニ係数より算出した。

かけて長期的に不平等化したこと、②戦後と比較してかなり不平等であったこと、等が指摘されている。上記の計測結果は、これらの全世帯を対象とした既存の研究結果と整合的な結論であるといえよう。もっとも社会全体が高額所得者と低所得者の2グループから構成されていると仮定すると、変動係数で計測した全体の格差（所得階層間、地域間のいずれの格差でも）は、以下のように要因分解することができる¹⁶⁾。

全体の格差＝高額所得者内の格差＋低所得者内の格差＋高額・低所得者間の格差

この式を念頭に置いて表2をみると、全体の格差が戦前から戦後にかけて大幅に低下した背後には、ある程度、高額所得者内の格差縮小が影響したことが確認できる。

次に高額所得者の地域分布をみておこう（表3）。1936年のデータは、先述のとおり26県が欠落しているため、正確に実態を把握しているとは限らない。このような事情を念頭に置きつつ東京圏（東京、埼玉、千葉、神奈川）の上位5000人に占める人数の割合をみると、45%となっている。1982年の上位5000人の割合が53%であり、東京圏への急激な人口流入と同様に上昇していることを示している。一方、京阪神圏（京都、大阪、兵庫）は、42%から21%へと半減している。明治以降、京阪神圏経済の地盤沈下が指摘されてきたが、高額所得者の地域分布においても同様の事実が確認できる。

さらに発生率を県別にみてみよう。1936年には東京、大阪が他を大きく引き離していた。東京は、高額所得者が集中しているのみならず、発生率も高いことがわかる。また京阪神圏が東京圏より発生率が高いことも特徴である。一方、1982年は総世帯数の増加により合計の数値が低下しているが、そのなかでは東京のみが引き続き他を引き離していること、1936年と比較すると埼玉、千葉の東京隣接県が大きく上昇してきた反面、京阪神圏が全国平均に近づいてきたことがあげられる。以上から高額所得者の地域分布の特徴をまとめると、データが21府県に限定されているものの、戦前は西高東低型、戦後は東高西低型であり、戦前から戦後にかけて「高額所得者の東漸現象」がおこった可能性が高い。佐藤（1990）は戦前の1916年における資産家の地域分布を西高東低型と指摘している。高額所得者の場合もこれと同様の結果となったが、戦後に関しては佐藤氏の主張はあてはまらないかもしれない。

平均所得の全世帯比を県別にみると、1936年は新潟が97倍と東京（75倍）を大きく引き離している。新潟が高い背景には、1000町歩を越える地主が多数いたためである。これに対して1982年は京都（21倍）が一番高く、その他では兵庫、奈良、静

表3 地域別の分布 (上位5,000人)

	人 数				平 均 所 得				発 生 率	
	1936年		1982年		1936年		1982年		1936年	1982年
	(人)	構成比	(人)	構成比	(円)	全世帯比	(千円)	全世帯比	(%)	
東 京 圏	2,230	44.6	2,671	53.4	65,653	72.9	138,369	19.3	1.01	0.28
埼玉県	25	0.5	320	6.4	54,452	60.5	123,498	17.2	0.09	0.20
千葉県	17	0.3	277	5.5	56,494	62.8	134,072	18.7	0.05	0.20
東京府	2,009	40.2	1,555	31.1	67,692	75.2	141,569	19.8	1.56	0.36
神奈川県	179	3.6	519	10.4	45,206	50.2	140,242	19.6	0.50	0.23
京 阪 神 圏	2,087	41.7	1,039	20.8	51,955	57.7	141,863	19.8	1.12	0.20
京都府	323	6.5	157	3.1	48,837	54.3	151,419	21.1	0.91	0.19
大阪府	1,262	25.2	532	10.6	53,436	59.4	137,441	19.2	1.41	0.19
兵庫県	502	10.0	350	7.0	50,239	55.8	144,299	20.1	0.82	0.22
中 京 圏	351	7.0	384	7.7	52,982	58.9	124,614	17.4	0.38	0.13
静岡県	37	0.7	99	2.0	42,987	47.8	143,949	20.1	0.11	0.10
愛知県	314	6.3	285	5.7	54,160	60.2	117,898	16.5	0.55	0.15
そ の 他 圏	332	6.6	906	18.1	49,587	55.1	123,102	17.2	0.09	0.11
北海道	78	1.6	295	5.9	54,463	60.5	126,896	17.7	0.14	0.16
宮城県	6	0.1	71	1.4	37,979	42.2	119,148	16.6	0.03	0.12
栃木県	10	0.2	51	1.0	30,113	33.5	114,510	16.0	0.05	0.10
群馬県	10	0.2	42	0.8	36,497	40.6	109,866	15.3	0.04	0.08
新潟県	29	0.6	32	0.6	87,022	96.7	134,330	18.8	0.08	0.04
石川県	16	0.3	14	0.3	33,688	37.4	131,728	18.4	0.10	0.04
奈良県	3	0.1	50	1.0	30,885	34.3	143,903	20.1	0.02	0.15
岡山県	17	0.3	30	0.6	46,683	51.9	105,390	14.7	0.06	0.05
広島県	60	1.2	85	1.7	42,338	47.0	129,029	18.0	0.16	0.10
山口県	26	0.5	35	0.7	45,121	50.1	107,627	15.0	0.10	0.07
福岡県	58	1.2	165	3.3	51,638	57.4	120,774	16.9	0.11	0.12
長崎県	19	0.4	36	0.7	34,924	38.8	111,671	15.6	0.08	0.08
合 計	5,000	100.0	5,000	100.0	57,983	64.4	135,239	18.9	0.59	0.19

注) 発生率の算出にあたっては、1936年は『昭和25年国勢調査報告』における1935年10月1日現在の総世帯数、1982年は『昭和55年国勢調査報告』における1980年10月1日現在の総世帯数を、それぞれ分母に利用した。
 資料) 交詢社編『第41版日本紳士録』、東京商工リサーチ編『昭和58年版全国高額所得者名簿』、総理府統計局編『昭和25年国勢調査報告』第8巻、総務庁統計局編『昭和55年国勢調査報告』第2巻(その1)

岡が大きいほうであるが、総じて地域間の格差が縮まっている。これを反映して高額所得者内の地域間格差を計測すると、ジニ係数では1936年が0.0823、1982年が0.0500となっている(もっとも1982年のデータを、1936年と同様の21府県で再計測してみると0.0384となる)。

これらの地域間格差は、いかなる所得要素によって発生していたのであろうか。幸いにも戦前に関しては、大蔵省『主税局統計年報書』から、当時の第三種所得の内訳を利用することができる。当時の所得税納税世帯が74万世帯であり5000人を大

表4 地域間格差の所得要素別要因分解（1936年；所得税納税世帯）

	所得要素別分解													
	第三種所得	田畑	宅地貸付 及び貸家	山林	原野その 他の土地	鉱業	牧養業及 び採取業	貸金預金 の利子	俸給及び 給与	商業	工業	庶業	労力	その他の 所得
金額(円)	3,394	536	336	68	7	3	46	387	801	760	231	200	2	34
(同、構成比)	100.0	15.8	9.9	2.0	0.2	0.1	1.4	11.4	23.6	22.4	6.8	5.9	0.0	1.0
擬ジニ係数	0.0876	-0.3409	0.2569	-0.3481	-0.1460	-0.3120	-0.4359	0.2084	0.1874	0.0071	-0.0108	-0.0058	0.1499	0.0012
加重擬ジニ係数	0.0876	-0.0276	0.0372	-0.0033	-0.0001	-0.0002	-0.0023	0.0283	0.0554	0.0012	-0.0006	-0.0005	0.0001	0.0000
(同、構成比)	100.0	-31.5	42.5	-3.8	-0.1	-0.2	-2.6	32.3	63.2	1.4	-0.7	-0.6	0.1	0.0

注) 1. 本表は、第三種所得を利用して47府県のジニ係数を計測したものである。
 2. 上記の所得要素別の分類は、第三種所得の施行時（1899年）のものである。このため1936年の分類を、1899年の分類に組み替えると以下のようになる。左辺が1899年の分類、右辺が1936年の分類であり、明示しないものは1899年と1936年の分類が一致している項目である。
 田畑=田+畑、牧養業及び採取業=畜産及び鑑業、貸金預金の利子=非営業貸金・預金・公債・社債の利子+配当、俸給及び給与=俸給・給料・歳費+賞与+諸給与、商業=商業+金融業、庶業=交通業+娯楽・興行及び接客業+庶業
 3. 庶業とは主にサービス業、労力とは主に肉体労働に対する報酬を示す。
 資料) 大蔵省主税局編「主税局第63回統計年報書」

幅に上回るものの、この疑問に答える手掛かりが与えられる。すなわちジニ係数で計測した第三種所得の地域間格差を、所得要素別に要因分解してみた（補論2を参照）。その結果によると（表4）、全体の格差に占める加重擬ジニ係数の割合は「俸給及び給与」が63%、「宅地貸付及び貸家」が43%、「貸金預金の利子」が32%である反面、「田畑」がマイナス32%であった。この計測結果から、少なくとも所得の格差を決定する要因は、主に資産から得られる所得の格差である可能性が高い。

このような所得階層間・地域間の格差が、戦後になって縮小した要因として、①GHQによって経済民主化政策（財閥解体・農地開放・労働組合の組織化等）が実施され、財閥ファミリー・巨大地主・大企業役員等が独占的な利益を確保できなくなったこと、②高額所得者に対して財産税、富裕税が課されたこと、③東京、大阪等の全国主要都市の事業用資産が、空襲によって焼失したこと¹⁷⁾、④戦後の急激なインフレーションによって貨幣価値が急落したこと¹⁸⁾等が考えられる。このうち②の財産税は1946～51年、富裕税は1950～52年にかけて、それぞれ正味資産に対して実施された資産課税である。特に財産税は超過累進税率を採用しており、その最高課税価格階層の税率が90%ときわめて高水準の税率が課され、多くの納税者が手持ち現金の不足から資産売却によって納税をおこなった。この点では、戦後の所得平等化に向けて大きな影響を与えたといえよう。

さらに戦前の所得税の最高税率が、戦後のそれと比較して著しく低かったことや相続においても長子相続の風潮が強く、資産の分割があまりおこなわれなかったこと¹⁹⁾等から、戦前のほうが資産蓄積による利子・配当所得等を増やしやすかったこ

表5 業種別の分布 (1936年; 上位5,000人)

	人 数		平均所得		発生率 (%)
	(人)	構成比	(円)	全世帯比	
第1次産業	32	0.6	53,662	59.6	0.01
農林業	13	0.3	45,707	50.8	0.01
水産業	19	0.4	59,105	65.7	0.08
非1次産業	4,617	92.3	58,245	64.7	0.50
第2次産業	1,231	24.6	59,117	65.7	0.24
鉱業	81	1.6	79,036	87.8	0.21
製造業	1,091	21.8	58,136	64.6	0.26
建設業	59	1.2	49,912	55.5	0.10
第3次産業	3,386	67.7	57,927	64.4	0.82
電気・ガス業	105	2.1	57,187	63.5	1.10
卸売・小売業	1,526	30.5	62,112	69.0	0.93
金融・保険業	1,080	21.6	54,267	60.3	6.90
運輸・通信業	181	3.6	63,444	70.5	0.21
サービス業他	456	9.1	51,615	57.4	0.46
公務	38	0.8	45,423	50.5	0.10
無職	351	7.0	57,648	64.1	—
合 計	5,000	100.0	57,983	64.4	0.43

- 注) 1. 業種別発生率の算出にあたっては、本来、分母に21府県における世帯主の所属業種別世帯数を使用すべきであるが、この数値は入手不可能である。このため本表では、『昭和15年国勢調査報告』における1940年10月1日現在の21府県の男子有業者総数から家族従業者である男子有業者数を引いた数値(以下、疑似世帯数という)を業種別世帯数とみなして使用した。ちなみに21府県の全産業の疑似世帯総数は1,173万世帯であり、1935年10月1日現在の21府県の総世帯数(853万世帯)の1.4倍である。それゆえ本表と他の表との厳密な比較は難しい。
2. 『昭和15年国勢調査報告』では、有業者数が沖縄県を含む旧内地の銃後人口をもとに調査されている。なお有業者とは、現行の『国勢調査』における労働力人口にほぼ相当する(詳細は『昭和15年国勢調査報告』p.6を参照のこと)。
3. 本表の業種分類は、『昭和15年国勢調査報告』の産業中分類をもとに以下のとおりとした。なお明示しない業種は、分類が一致していることを示す。
 建設業=土木建築業+塗装業、製造業=工業-(土木建築業+塗装業)、電気・ガス業=ガス業+電気業+水道業、運輸・通信業=交通業、卸売・小売業=物品販売業、金融・保険業=金融・保険業+預り業・貸付業、サービス業他=全産業-(上記業種+農林業+水産業+鉱業)+分類不能
- 資料) 交詢社編『第41版日本紳士録』、総理府統計局編『昭和15年国勢調査報告』第2巻

とがあげられる。また戦前は、結婚に際して高額所得家族同士の縁組が多く、資産の目減りが少なかったこと、戦前には大卒の事務職賃金が中学校、高等小学校卒職工と比較してかなり高く、教育投資による高い収益率が達成されていたこと等も指摘しておこう。

次に業種別分布をみると(表5)、第3次産業が多い反面、第1次産業は32人ときわめて少ない。いま1940年実施の『国勢調査』によって21府県計の産業別有業者数の構成比をみると、第1次産業が約21%、第2次産業が44%、第3次産業が35%となっており、この比率と比較して高額所得者では第3次産業の比率がきわめて高

表6 格差の産業別要因分解 (1936年；上位5,000人)

	格差	産業間格差	産業内格差	産業内格差				
				1次産業内	2次産業内	3次産業内	無職内	
所得階層間格差	変動係数の分解 (同、構成比)	2453.790 100.0	0.155 0.0	2453.635 100.0	3.531 0.1	315.736 12.9	2099.812 85.6	34.556 1.4
地域間格差	変動係数の分解 (同、構成比)	14.240 100.0	-0.682 -4.8	14.921 104.8	0.279 2.0	2.489 17.5	10.833 76.1	1.321 9.277

注) 変動係数の分解値は、実際の数値を1,000倍している。
資料) 交詢社編『第41版日本紳士録』

かった²⁰⁾。ただし本稿では、役職名から所属業種を確定しているため、農業から得られた資金を株式に投資しているような地方の地主階層を、農業に分類していない場合が考えられる。このため一概に農業が少ないと断定するには問題があるが、地主階層の所得額が少ないことはほぼ間違いなかろう。また非1次産業の内訳をみると、卸売・小売業、製造業、金融・保険業が他の業種を大きく引き離している。このような状況を発生率でも見て、金融・保険業(6.90%)が他の業種を大きく引き離しており、反対に第1次産業(0.01%)がかなり低くなっている。なお高額所得者内の格差を変動係数で計測して、その所得階層間・地域間格差(補論3を参照)を産業別に要因分解すると(表6)、いずれにおいても、第3次産業内の格差が大きな影響を与えていたことがわかる。

3.2 華族爵位別の内訳

戦前に特有な階級制度として、第一に華族制度があげられよう。華族は1869年の行政官達、1884年の華族令、1907年の改正華族令等によって制度的に規定された。そして最終的な授爵者(家)の総数は、第2次大戦直後に1016人となった²¹⁾。当時の総世帯数1350万世帯で割ると、10万世帯に約8人の割合で華族がいたこととなる。

爵位別にみると(表7)、子・男爵が過半を占めていた。また出身階級別には、大名・公家等の出身の華族を旧華族、平民出身のうち維新以降の功勞に対して爵位が授与された華族を新華族(あるいは勲功華族)と呼んでいる。この分類によると、新華族が全体の4割を占めている。ここで爵位の授与基準²²⁾についてみると、旧華族が旧幕時代の石高に対応して爵位が設定された反面、新華族や旧華族の分家の授与基準が不明確で容易に爵位を得ることができた²³⁾。新華族の割合が全体の4割に達した背景には、明治以降の勲功によって男爵を多数つくったことがあげられる。

ところで華族の資産面についてみると、明治政府から金禄公債を受けた後は、な

表7 華族の爵位別／出身階級別内訳

(人、%)

	出身階級別							合計
	旧華族			新華族			合計	
	計	公家・ 神官等	諸侯	計	勲功	商家		
公 爵	7	5	2	5	5	—	12	
	58.3	41.7	16.7	41.7	41.7	—	100.0	
爵 侯 爵	28	15	13	6	6	—	34	
	82.4	44.1	38.2	17.6	17.6	—	100.0	
位 伯 爵	71	40	31	26	26	—	97	
	73.2	41.2	32.0	26.8	26.8	—	100.0	
別 子 爵	317	92	225	56	56	—	373	
	85.0	24.7	60.3	15.0	15.0	—	100.0	
男 爵	164	69	95	336	322	14	500	
	32.8	13.8	19.0	67.2	64.4	2.8	100.0	
合 計	587	221	366	429	415	14	1,016	
	57.8	21.8	36.0	42.2	40.8	1.4	100.0	

- 注) 1. 上段は人数、下段は爵位別合計を100とする構成比を示す。
 2. 公家・神官等には、皇族賜姓降下した者を含む。
 3. 諸侯とは、大名(琉球王とその分家を含む)と家老からなっている。
 4. 勲功とは、もともと中・下級武士か商人・農民等の出身であるが、明治維新後の政治・軍功・学術関連の勲功により華族となった者。再叙爵した者や新列の分家を含む。
 5. 商家とは、明治維新以降に財閥を形成した資産家を示す。
 資料) 酒巻『在りし日の華族制度』(pp.320-326)、維新史料編纂会編『華族譜要』をもとに当方が作成した。

ら直接的な所得保証がともなわなかった。また金禄公債の算定が、あくまで旧幕時代の家禄を基準としていたため、同一の爵位でも家禄の多い武家出身者と家禄の少ない公家・神官出身者とのあいだで、大きな格差が発生していた。華族のこのような状況に対して、岩倉具視は早くから危惧の念を抱き、資産を保護するために第十五国立銀行の設立を主張したほか、明治政府も華族世襲財産法(1886年)等の法律を制定した。当法では、華族がその家格を保持するために必要な最低限の収入を確保できる特別な財産(華族世襲財産)を設定できた。この世襲財産は、一定の金額を強制的に設定することを義務付ける代わりに、この財産を差し押さえや競売に付することができず、その純収益の3分の2も同様であった。

もっとも全世界帯のうちこれを設定できた割合は、1890年で9%、1909年で26%であり、特に男爵は1909年でもわずか7%にすぎなかった。このため小田部(1986)の指摘したように「富裕な華族には経済的特権でも、資産の乏しい華族には経済的負担になっていた」²⁴⁾ため、その効果を過大評価することはできないだろう。むしろ華族令によって、長男相続が義務付けられていたこと、華族の婚姻養子が宮内大臣の許可制とされていたこと、家督相続と隠居が届け出制となっていたこと等のほ

表8 爵位別の分布（1936年；上位5,000人）

		人 数		平均所得		発生率 (%)
		(人)	構成比	(円)	全世帯比	
華	族	108	2.2	162,681	180.8	10.6
	公 爵	7	0.1	113,993	126.7	58.3
	侯 爵	17	0.3	132,059	146.7	50.0
	伯 爵	29	0.6	64,313	71.5	29.9
	子 爵	27	0.5	51,530	57.3	7.2
	男 爵	28	0.6	402,506	447.2	5.6
平	民	4,892	97.8	55,672	61.9	0.06
合	計	5,000	100.0	57,983	64.4	0.06

資料) 交詢社編「第41版日本紳士録」

うが、経済変動等にもなう資産の目減りを防ぎ、華族を高額所得階層にとどめる効果が大きかったと考えるべきである。

上位5000人の中に含まれている華族に限ってみると（表8）、108人と総数の2%にすぎず、華族が高額所得階層に占める割合は微々たるものである。ただしその発生率をみると10.6%であり、平民の発生率（0.06%）と比較して華族が高額所得階層に片寄っている。爵位別にみると、公爵7人、侯爵17人、伯爵29人、子爵27人、男爵28人であり、発生率をみると子爵以下が極端に低くなっている。公・侯・伯爵と子・男爵とのあいだには、所得規模の面で大きな隔りがある。

地域分布をみると、東京府以外がわずかに6人にすぎず、大半が東京府に集中していた。これは1869年2月20日付太政官布告によって、従来地方の大名であった華族が東京府へ住むことを義務付けたためである。華族を東京府に集めた背景には、政治の東京中心主義を徹底させる目的があり、また明治以前にはほとんど交流のなかった公家と大名という異質の階級を融和させ「皇室の藩屏」とする思惑もあった。

華族と平民の平均所得を全世帯比で比較すると、華族は181倍、平民は62倍となり、ほぼ3倍の開きがあった。さらに華族内では、爵位別の平均所得にバラツキがあり、男爵が40万円と一番大きいのにに対して、その他の爵位は上位の爵位ほど高くなっている。この理由は表7から明らかなように、①男爵のなかに三井、岩崎等の商家（財閥）出身者が含まれている反面、子爵以上にはこれらの集団が含まれていないこと、②子爵以上では、維新以前の石高や家格に応じて金禄公債を受けた旧華族の割合が高いこと、が影響していた。

ところで華族の就業状態をみると、無職の者が41人と全体の38%を占めており、

5000人の平均（7％）と比較して圧倒的に無業状況が多い。また就業者の所属組織をみると、当時の公的組織や大手企業の名があがっている。このうち大手企業は、いずれも当人が経営を支配する企業ではなく、華族の肩書きを利用して職についている場合が多い。いわば所得の源泉は、主に大手企業の株式配当収入や各種団体における名誉職的な役員手当であった。一部には大河内正敏（男爵）のように理研コンツェルンを形成した者もいた。しかし大半は自己資金をもとに事業を興す起業家精神が乏しかったことをあらわしているといえよう。

そこでいま、当時からさらに半世紀遡った1887年における全国の高額所得者（上位107人）の階級別内訳によって、この現象の傍証を提示してみよう²⁵⁾。1887年における上位107人の内訳は、華族（38人）、実業家（49人）、地主（14人）、不明（3人）となっていた。これに対して1936年の上位100人のなかには、華族が13人しか入っておらず半世紀で3分の1に減少している。この背景には関東大震災や十五銀行の倒産によって資産の散逸が発生したことが大きく影響している。

特に関東大震災を契機として、華族のなかには家計の逼迫から土地を売却する者が多くあらわれた。華族世襲財産法では、世襲財産の変更を申請する際に華族世襲財産審議会の承認が必要となる。そこで岡部・小田部編（1986）によって、震災後に同審議会に提出された59件（家）について1件当たりの世襲財産額をみると、237万円から207万円へと12.6％の減少となっている。華族世襲財産法の影響を全体としてみれば、資産の保全よりも資産の運用を経済変動にあわせて機動的におこなうことを阻害していた面のほうが強かったといえよう。以上より、華族が担った産業資金の供給者としての役割は、関東大震災や金融恐慌等を経て大きく低下していったことが予想される。

なお高額所得階層内における所得階層間格差を華族・平民別に要因分解してみると（表9）、平民内の格差が60％と過半を占めている。また地域間格差の要因分解では、平民内の格差の43％、華族・平民間格差の42％、華族内格差の16％と続いている。いずれの格差とも、絶対数の多い平民の内部格差が大きな影響を与えている。

以上のような階級制度も、1947年に至り日本国憲法の制定とともに廃止された。このような身分の激変は、いままでの生活が豊かであったがゆえに、きわめて厳しいものであり、流行語「斜陽族」に代表されるように国民からはその変化自体が注目されることとなった。これらの個別事情については、酒井（1982）、佐藤（1987）等で詳述されているので、本節ではあえて論じない。ただし現在この集団がどの程度の所得階層にいるのかを、確認しておく必要はあろう。そこで上記の108人につ

表9 格差の華族・平民別要因分解 (1936年；上位5,000人)

		格 差	華族・平民		華族・平民	
			間格差	内格差	華族内	平民内
所得階層間 格差	変動係数の分解 (同、構成比)	2453.790 100.0	71.979 2.9	2381.811 97.1	906.795 37.0	1475.017 60.1
地域間格差	変動係数の分解 (同、構成比)	14.240 100.0	5.932 41.7	8.308 58.3	2.230 15.7	6.078 42.7

注) 変動係数の分解は、実際の数値を1,000倍している。
資料) 文芸春秋編『第41版日本紳士録』

いて、1982年における爵位継承想定者（すなわち家督相続者）のうち上位5000人以上に入っている人数を、霞会館諸家資料調査会編『昭和新修華族家系大成』上・下巻を利用して確認した。霞会館は、戦前の華族会が戦後名称変更した親睦団体であり、現在でも爵位継承想定者を中心とした活動をおこなっている。このため上記資料は、本稿にとって貴重なパネル・データとなる。集計の結果は、1982年現在の高額所得者には、わずか28人（平均所得2350万円）が登場したにすぎなかった。戦後における旧華族の家系は、佐藤（1987）が指摘しているように、一部では政・財・官界と縁戚関係を強めたものの、大半は財政的裏付けのない家柄の集団になっている。

3.3 資産保全組織別の内訳

次に資産保全組織別の内訳について検討しておこう。一般に個人が資産を蓄積し、さらにその資産から所得を生みだしていくためには、①いかに収入を増やすか（所得稼得行動）、②いかに資産の運用をおこなうか（貯蓄・投資行動）、③いかに節税するか（節税行動）、の3つの視点に留意すべきである。これらを効率的におこなうため、戦前の高所得層では、しばしば資産保全組織を設立していた。そして一族の資産は、同族会の議決や家憲・家法等（以下では、単に家憲と呼ぶ）の運用規則に従って、資産保全組織が管理していた。

いま家憲の内容を、最も完成度の高い三井家の『三井家憲』（1900年制定）でみてみよう。同族間で家業を永続させていくために、資産を処分の可能性から数種類に分類（71条）した上で、それぞれの運用方法を規定した。さらに相続・婚姻・養子縁組・離婚・離縁・隠居・分家・禁治産・準禁治産認知その他等、資産分割が予想される各種の場合を同族会の議決事項とする（27条）等、細かく規定していた。このような家憲は、すでに江戸時代の商家に存在しており、他の一族でも三井家ほ

どの完成度にはないが、家業の永続性を確保しつつ資産の分割を防ぐ目的で制定していた場合が多い。家憲は、高額所得者の資産蓄積行動にとってきわめて重要な役割を演じたと考えられる²⁶⁾。

一方、資産保全組織は、このような家憲とともに資産保全を目的として設立された。その代表として、いわゆる持株会社や保全会社といった名称の企業があげられる。実際に資産保全組織を設立するか否かの判断は、主に法人税・所得税・相続税の各税率を比較して決定されていた。特に戦前には、個人への所得税額が法人税額を上回った1920年以降、高額所得者が競って資産保全組織を設立したことが指摘されている。

もっとも資産保全組織の定義は、残念ながらまだ確定していない。そこで筆者は、財閥に加えて財閥ほどの企業集団を形成していないものの、血族集団の資産を保全する組織を設立していた資産家集団を、保全集団と新たに定義した。さらに財閥、保全集団における資産保全組織を、それぞれ持株会社、保全会社として、1936年当時の持株会社数を70社、保全会社数を131社と確定した²⁷⁾。同年の会社総数は、大蔵省『主税局統計年報書』によると9万6250社であるから、資産保全組織は全体の0.2%にすぎず、きわめて低い割合であったことがわかる。その払込資本金の規模

表10 持株会社・保全会社の資本金規模別／筆頭株主の出資比率別会社数(1936年)

	筆頭株主の出資比率別						
	持株会社			保全会社			
	合計	50%未満	50%以上	合計	50%未満	50%以上	
1億円以上	4	3	1	0	0	0	
5,000万円以上 1億円未満	2	1	1	0	0	0	
払込資本金規模別	1,000万円以上 5,000万円未満	28	14	8	2	0	2
	500万円以上 1,000万円未満	13	6	2	14	4	7
	200万円以上 500万円未満	14	6	6	47	11	24
	100万円以上 200万円未満	6	1	3	52	11	30
	100万円未満	3	2	1	16	4	9
合計	70	33	22	131	30	72	

注) 筆頭株主の出資比率の内訳が不明の企業があるため、合計と一致しない。
資料) 谷沢「昭和戦前期における財閥・保全集団の概要」

を、500万円以上の会社が全体に占める割合で比較すると（表10）、持株会社では7割弱であるのに対して、保全会社では1割強となり、持株会社が保全会社より規模が大きい。

次に資産保全組織の出資者やその血縁関係にあり関連会社の役員となっているファミリーを資産保全ファミリー、資産保全組織を設立しなかったファミリーを未組織ファミリーと呼ぶ。さらに資産保全ファミリーを財閥ファミリーと保全ファミリーに分類すると、財閥ファミリーが381人、保全ファミリーが539人となった。なお資産保全組織の活動が、資産保全ファミリーの意向にそって実施されるためには、ファミリーの出資比率が重要なポイントとなる。そこで筆頭株主の出資比率が50%以上の企業の割合をみると、持株会社では4割であるのに保全会社では7割を越えている。持株会社は規模が大きな分だけ、保全会社より筆頭株主の出資比率が低下している。

高額所得者内に入る資産保全ファミリーの人数は、上位100人内で50人で半数に達しており、上位5000人では259人と約5%となっていた（表11）。また財閥ファミリー・保全ファミリー別にみると、財閥ファミリーは149人、保全ファミリーは110人であった。発生率は、財閥ファミリーが39%、保全ファミリーが20%である。これは未組織ファミリー（0.06%）より高いほか、華族（11%）と比較してもきわめて高い比率であった。資産保全ファミリーの地域別構成比をみると、東京圏が52%を占め、上位5000人平均の45%を上回っている。資産保全ファミリーが東京圏に集中していることを物語っている。さらに平均所得をみると、財閥ファミリーが23万3000円で、保全ファミリー（9万2000円）と比べて2.5倍の開きがある。

ここで主要な財閥ファミリーについてみると（表12）、第1位は戦前期最大の財閥を形成していた三井一族（11家）の総領家当主、三井高公である。同人は、三井

表11 資産保全組織別の分布（1936年；上位5,000人）

	人 数		平均所得		発生率 (%)
	(人)	構成比	(円)	全世帯比	
資産保全ファミリー	259	5.2	172,914	192.1	28.2
財閥ファミリー	149	3.0	233,334	259.3	39.1
保全ファミリー	110	2.2	92,335	102.6	20.4
未組織ファミリー	4,741	94.8	51,748	57.5	0.06
合 計	5,000	100.0	57,983	64.4	0.06

資料) 交詢社編「第41版日本紳士録」

表12 財閥・保全ファミリーにおける上位100人の概要 (1936年)

順位	総合 順位	氏名	区分	資産保全組織		居住地	第三種所得 (円)	華族	議員
				組織名	役職名				
1	1	三井高公	財	三井(名)	社	東京府	2,544,628	男	
2	2	岩崎久弥	財	三菱(資)	出	東京府	2,076,424	男	
3	3	服部玄三	財	(株)服部時計店	社	東京府	1,832,727		
4	4	岩崎小弥太	財	三菱(資)	社	東京府	1,812,397	男	
5	6	三井高精	財	三井(名)	出	東京府	1,298,538	男	
6	8	三井高修	財	三井(名)	出	東京府	1,282,820		
7	9	岩崎彦弥太	財	三菱(資)	副社	東京府	997,597		
8	10	中野忠太郎	財	中野興業(株)	専	新潟県	907,257		
9	13	古河虎之助	財	古河鉱業(株)	名	東京府	668,205	男	
10	15	野村徳七	財	野村(名)	社会	大阪府	601,761		貴
11	16	藤田政輔	財	東京藤田(名)	社	東京府	588,401		
12	17	鈴木三郎助	財	鈴木三栄(株)	社	東京府	588,401		
13	18	辰馬吉左衛門	財	辰馬汽船(株)	相	兵庫県	576,477		
14	19	大倉喜七郎	財	(名)大倉組	頭	東京府	570,365	男	
15	24	根津嘉一郎	保	根津(名)	代	東京府	529,985		貴
16	27	三井守之助	財	三井(名)	監	東京府	514,433		
17	28	浅野総一郎	財	浅野同族(株)	社	東京府	504,105		
18	31	板谷宮吉	財	(株)板谷商船	社	北海道	478,888		貴
19	32	三井高光	財	三井(名)	出	東京府	478,549		
20	33	三井弁蔵	財	三井(名)	出	東京府	468,184		
21	36	伊藤松之助	財	伊藤産業(名)	代	愛知県	423,614		
22	39	三井高素	財	三井(名)	出	東京府	409,253		
23	40	三井高昶	財	三井(名)	出	東京府	406,362		
24	41	鈴木忠治	財	鈴木三栄(株)	監	東京府	399,688		
25	43	伊藤万助	財	殖産(名)	無	大阪府	393,223		
26	44	豊田利三郎	財	豊田紡織(株)	社	愛知県	368,936		
27	46	白石元次郎	財	浅野同族(株)	取	東京府	355,510		
28	49	瀧信四郎	財	瀧定(名)		愛知県	341,497		
29	50	藤山雷太	財	藤山同族(株)	社	東京府	339,819		貴
30	53	田村駒次郎	保	田村(名)	代	大阪府	335,614		
31	55	藤原銀次郎	保	藤原(資)	代	東京府	325,875		貴
32	56	日比谷平左衛門	財	泉商事(株)	相	東京府	325,319		
33	58	岡谷惣助	保	岡谷保産(名)	代	愛知県	319,723		
34	60	伊藤次郎左衛門	財	伊藤産業(名)	社	愛知県	318,901		
35	66	馬越恭一	保	馬越同族(株)	社	東京府	302,727		
36	67	相馬哲平	財	相馬(名)	代	北海道	301,819		
37	73	阿部彦太郎	保	大阪阿部(資)	無	大阪府	279,853		
38	76	寺田甚吉	財	寺田(名)	代	大阪府	268,801		
39	77	小池厚之助	保	小池(資)	社	東京府	266,980		
40	79	豊田喜一郎	財	豊田紡織(株)	専	愛知県	266,514		
41	80	堀越角次郎	保	堀越(資)	代	東京府	265,271		
42	81	牛尾健治	財	牛尾(資)	代	兵庫県	264,906		
43	82	森村市左衛門	財	森村同族(株)	社	東京府	260,619	男	
44	83	川西清兵衛	財	日本毛織(株)	社会	兵庫県	260,436		
45	87	岡崎忠雄	財	(資)岡崎総本店	代	兵庫県	257,427		
46	89	田附政次郎	財	(株)田附商店	社	大阪府	252,036		
47	90	川西清司	財	日本毛織(株)	専	兵庫県	251,366		
48	94	磯野長蔵	保	磯野(資)	社	東京府	247,062		
49	97	松本留吉	財	藤倉(名)	代	東京府	245,001		
50	107	山本武太郎	財	中外産業(株)		東京府	231,084		
51	109	寺田元之助	財	佐野紡績(株)	社	大阪府	230,675		
52	111	八馬兼介	財	多聞(資)	社	兵庫県	228,332		
53	115	近藤滋弥	財	日本窒素肥料(株)	社	東京府	225,136	男	貴
54	119	田中市蔵	保	(名)近江屋商会	代	大阪府	220,606		

順位	総合 順位	氏名	区分	資産保全組織		居住地	第三種所得 (円)	華族	議員
				組織名	役職名				
55	128	武田長兵衛	財	武田(資)	出	大阪府	215,145		
56	135	森 轟昶	財	森興業(株)	社	東京府	209,414		
57	136	林 莊治	財	日本曹達(株)		東京府	209,014		
58	143	茂木順三郎	財	(名)千秋社	理	千葉県	205,723		
59	145	小曾根貞松	保	本小曾根(資)	代	兵庫県	204,358		
60	147	門野重九郎	財	(名)大倉組	副頭	東京府	203,297		
61	154	渋谷敬三	財	渋谷同族(株)	社	東京府	195,582	子	
62	161	森平兵衛	保	森(資)	代	大阪府	193,344		貴
63	165	安田善五郎	財	(名)安田保善社	理	東京府	190,711		
64	166	原安三郎	財	中外産業(株)	社	東京府	190,706		
65	174	川西龍三	財	日本毛織(株)		兵庫県	184,082		
66	179	浅野良三	財	浅野同族(株)	取	東京府	182,216		
67	196	鴻池善右衛門	財	鴻池(名)	代	大阪府	173,644	男	
68	229	森村義行	財	森村同族(株)	監	東京府	153,568		
69	247	岩井豊治	財	(株)岩井商店	監	大阪府	148,063		
70	248	安田 新	財	(名)安田保善社		東京府	147,940		
71	252	山口三郎	保	山口玄(資)	無	京都府	146,425		
72	261	鈴木紋次郎	財	浅野同族(株)	取	東京府	142,863		
73	266	小川奈良造	保	小川(株)	取	大阪府	142,278		
74	271	辻信太郎	保	辻(資)	専	大阪府	141,387		
75	275	豊田左助	財	豊田紡織(株)		愛知県	140,044		
76	279	鈴木六郎	財	鈴木三栄(株)	取	東京府	139,659		
77	287	服部正次	財	(株)服部時計店	取	東京府	137,825		
78	288	寺田利吉	財	(株)寺田紡績工廠	社	大阪府	137,592		
79	291	小西喜兵衛	保	小西(名)	社	東京府	136,306		
80	306	井上 周	保	井上(資)	無	大阪府	132,397		
81	309	小曾根喜一郎	保	本小曾根(資)	無	兵庫県	130,987		
82	311	辰馬吉男	財	辰馬汽船(株)	取	兵庫県	129,944		
83	322	中江龍二	保	中江産業(資)	代	京都府	127,535		
84	327	塩原又策	保	塩原(名)	社	東京府	126,616		
85	337	大倉象馬	財	(名)大倉組	監	東京府	124,592		
86	344	森村 勇	財	森村同族(株)	取	東京府	122,797		
87	351	藤野勝太郎	保	藤野(資)	無	大阪府	121,725		
88	365	伊藤良三	財	殖産(名)	代	大阪府	119,259		
89	376	川西ふさ	財	日本毛織(株)		兵庫県	117,973		
90	383	飯田新七	財	高島屋飯田(名)	社	京都府	116,340		
91	390	国分勘兵衛	保	国分(名)	代	東京府	115,744		
92	391	伊藤竹之助	財	伊藤忠(名)	無	兵庫県	115,730		
93	393	山口 園	保	山口玄(資)	有	京都府	115,040		
94	398	中埜又左衛門	財	(株)中埜酢店	社	愛知県	114,068		
95	403	浅野八郎	財	浅野同族(株)	取	東京府	113,501		
96	430	渡辺善十郎	保	渡辺保全(資)	社	東京府	109,235		
97	438	藤山愛一郎	財	藤山同族(株)	取	東京府	108,125		
98	448	神野金之助	財	大八企業(株)	社	愛知県	107,078		
99	465	田代重三	保	田代重(資)	社	兵庫県	105,692		
100	517	小西安次郎	保	小西(名)	取	東京府	99,607		

- 注) 1. 区分の財は財閥ファミリー、保は保全ファミリーを示す。
2. 資産保全組織における役職名は、以下のとおり。
社…社長、 副社…副社長、 専…専務、 取…取締役、 相…相談役
監…監査役、 会…会長、 代…代表社員、 出…出資社員、 無…無限社員
頭…頭取、 副頭…副頭取、 理…理事
3. 居住地とは所得税申告地であり、かならずしも実際の生活拠点であるとは限らない。
4. 華族の男は男爵、子は子爵、無印は平民を示す。
5. 議員の貴は貴族院議員、無印は非帝国議會議員を示す。
資料) 交詢社編『第41版日本紳士録』、谷沢「昭和戦前期における財閥・保全集団の概要」

各社長として三井各社からの利益の一部を、持株会社である三井(株)を經由して得ており、第三種所得は254万円に達していた。このほか三井一族では、三井高精(総合順位、6位)、三井高修(同、8位)、三井守之助(同、27位)、三井高光(同、32位)、三井弁蔵(同、33位)、三井高素(同、39位)、三井高昶(同、40位)、三井高長(同、2227位)、三井高遂(同、2662位)の9人が上位5000人に入っている。もっともこれら三井一族の第三種所得では、賞与・配当所得の4割や利子所得の大半が控除されていたため、稼得所得と比較して大幅な過小申告であったといわざるをえない²⁸⁾。三菱(株)の出資者、岩崎一族の場合には、明治以降に資産を蓄積してきた一族であるため血族数が比較的少数のまま、岩崎久弥(同、2位)、岩崎小弥太(同、4位)、岩崎彦弥太(同、9位)と、いずれもトップ・クラスに食い込んでいる。さらに住友一族の場合は、住友(株)社長住友吉左衛門の所得が残念ながら掲載されておらず、わずかに住友寛一が694位にあがっているにすぎない。住友財閥は、明治以前からの永い歴史を有しているものの、家憲によって持株会社の出資者を本家と一部の分家に限定して、株主数の増加を防ぐ中央集権体制を維持してきた。このため住友吉左衛門が住友(株)の株式の大半(98%)を統括しており、所得もおそらく三井高公以上に多かったと予想される。家憲は、資産保全組織によって保護すべき分家を制限した点できわめて大きな役割を担ったといえよう。

なお伊牟田(1989)では、大名華族はレントナー的な性格が強く、歴史的事実として「華族財閥」を形成しなかったと指摘している。この点を表12で確認してみた限り、華族になっている9人は、全て財閥であったがゆえに華族となったものであり、華族から財閥になったものは見つけられない。伊牟田仮説は確かに旧華族に関してみると、支持できるように思われる。

高額所得者内における所得階層間格差を、資産保全組織別に要因分解してみると(表13)、財閥内の格差が約51%、次に未組織ファミリー内の格差が35%を占めて

表13 格差の資産保全組織別要因分解(1936年;上位5,000人)

		格 差		組織・未組織			
		間格差	内格差	財閥内	保全集団内	未組織内	
所得階層間	変動係数の分解	2453.790	286.948	2166.841	1250.000	59.045	857.796
格差	(同、構成比)	100.0	11.7	88.3	50.9	2.4	35.0
地域間格差	変動係数の分解	14.240	-40.005	54.245	48.728	1.193	4.324
	(同、構成比)	100.0	-280.9	380.9	342.2	8.4	30.4

注) 変動係数の分解は、実際の数値を1,000倍している。
資料) 交詢社編『第41版日本紳士録』

いる。また地域間格差を資産保全組織別に分解すると、財閥内の格差がきわめて大きな反面、組織・未組織間格差が格差縮小に働いている。

このような状況に対して戦後は、財閥解体、企業再編成、私的統制団体の解散を柱とした反独占構造政策が実施された。特に財閥ファミリーに対しては、その持株を事実上ただ同然の価格で没収したほか、財閥系企業の役員になることも禁じた資本的・人的支配力の排除措置によって、生活基盤が根底から消滅した。このため戦前の資産保全ファミリーは、高額所得階層に入ることがきわめて難しくなった。

ただし戦後も、財閥に代わって成長企業を中核とした新たな企業集団が形成された。そこで中核企業が戦後に大企業となった企業集団として、松下電器産業(株)グループ、サントリー(株)グループ、東急電鉄(株)グループ、トヨタ自動車(株)グループ、国土計画(株)グループを取り上げ、その中核企業に出資している創業者一族とその出資比率を確認してみた。そうすると国土計画(株)グループ [堤義明(40%)] を除き、いずれも数パーセントにすぎず企業集団と創業者一族の結び付きは弱い。この背景には、独禁法によって持株会社の設立が禁止されていることや、企業の成長にともなう旺盛な資金需要を一族では賄いきれず、金融機関等に依存せざるをえなかったことがあげられよう。このため上記の企業集団の創業者（あるいは創業者直系）に関して、1982年における順位と課税所得をみても、松下幸之助 [8位；10億556万円]、佐治敬三 [95位；4億2317万円]、五島昇 [103位；4億594万円]、豊田章一郎 [193位；3億1275万円]、堤義明 [282位；2億7026万円] であり、戦前の財閥ファミリーのような水準には達していない。

もっとも資産保全組織の設立傾向が、戦後に低下したかどうかは慎重に判断する必要がある。近年の地価高騰とともに、相続税の軽減を目的とした資産保全組織（主に保全会社）の設立が都市部の自営業を中心に活発化しているという意見も見受けられるからである²⁹⁾。この点で戦後の高額所得者では、大企業役員の比率が低下し、代わりに中小企業オーナーの比率が上昇したと予想される。

3.4 主要統治組織別の内訳

最後に高額所得者を、主要な統治組織別にみてみよう。統治組織は戦前と戦後で大幅に変化しており、それを比較することは難しい。すなわち戦前には枢密院顧問官・元老・重臣・軍人等の特殊な権力集団が複数存在していた。各集団にはそれぞれ固有の権限があって、国家の最終的意思決定がどこでおこなわれているか、またその責任の所在はどこかという点が曖昧であった。さらにこれらの集団は、少人数

表14 国会議員別の分布（上位5,000人）

	人 数				平 均 所 得				発 生 率	
	1936年		1982年		1936年		1982年		1936年	1982年
	(人)	構成比	(人)	構成比	(円)	全世帯比	(千円)	全世帯比	(%)	
貴 族 院 議 員	87	1.7	5	0.1	136,351	151.5	225,401	31.5	20.7	2.0
皇族議員	0	0.0	—	—	0	0.0	—	—	0.0	—
公侯爵議員	21	0.4	—	—	133,947	148.8	—	—	45.7	—
伯子男爵議員	23	0.5	—	—	85,852	95.4	—	—	15.3	—
勅任議員	43	0.9	—	—	164,538	182.8	—	—	21.0	—
勅選議員	0	0.0	—	—	0	0.0	—	—	0.0	—
学士院議員	1	0.0	—	—	38,743	43.0	—	—	25.0	—
納税者議員	42	0.8	—	—	167,533	186.1	—	—	63.6	—
外地議員	0	0.0	—	—	0	0.0	—	—	0.0	—
衆 議 院 議 員	1	0.0	3	0.1	33,509	37.2	310,497	43.3	1.3	0.6
国 会 議 員 計	88	1.8	8	0.2	135,183	150.2	257,312	35.9	10.5	1.1
非 国 会 議 員	4,912	98.2	4,992	99.8	56,600	62.9	135,043	18.9	0.06	0.02
合 計	5,000	100.0	5,000	100.0	57,983	64.4	135,239	18.9	0.06	0.02

注) 1982年の貴族院議員は、参議院議員を示す。

資料) 交詢社編『第41版日本紳士録』、東京商工リサーチ編『昭和58年版全国高額所得者名簿』

で形成されていたり、まとまった人数でも高額所得者として登場する人数が限られていた。本節では、これらの権限の所在はさておき、戦後と比較が可能な立法・行政・司法の3組織を取り上げた。

まず立法面では、戦前の帝国議会が1889年以降、貴族院、衆議院の二院制で構成されていた。このうち貴族院は、皇族議員・華族議員・勅任議員で組織されており、その定数は421人であった。上位5000人に登場している貴族院議員は87人であり（表14）、その発生率は20.7%となっている。皇族・華族議員は、既述のとおり皇族、公・侯爵が満30歳に達すると自動的に終身議員に、また伯・子・男爵は互選によりほぼ5人に1人の割合で議員となることができた。このため高額所得者の華族のうちある一定割合が貴族院議員となっているはずである。この点は、上位5000人に所属している華族108人中で44人と、ほぼ4割が貴族院議員となっていた。反対に平民から選出されている勅任議員は、国家に功労のあった官僚出身者（名称；勅選議員、定数；125人）、帝国学士院会員の学識経験者（同；帝国学士院互選議員、4人）、各府県における高額所得者（同；多額納税者互選議員、66人）、朝鮮・台湾の在住者（同；朝鮮・台湾勅任議員、10人）より構成されていた。このなかで上位5000人に入っている人数は、多額納税者互選議員が42人で一番多く、貴族院議員のうち48%を占めていたほか、発生率も64%ときわめて高い水準にあった。

貴族院議員の地域別分布をみると、華族と比較して分散傾向にある。これは多額納税者互選議員が、貴族院令にもとづき各府県の高額所得者の一定数が互選によ

て選出されていたためである。ただし当時の互選資格算定基準が、地租と所得税を対象としていたため、第三種所得税をたとえ多額に支払っていても、資本家の多くが除外されることとなった。ちなみに東京府の高額所得者上位10人のうち選挙資格のある人数は、わずかに4人にすぎず、第三種所得額と互選人資格とのあいだには、あまり密接な関係がなかった。

次に衆議院議員についてみると、その定数は466人であるが、上位5000人内に登場しているのは鳩山一郎1人しかおらず、貴族院議員と比較すると極端に少なかった。これは、納税資格を設けず中選挙区制を採用していたため、経済力よりはリーダーシップ等の政治的資質が重視された制度の性格による。また平均所得を比較すると、貴族院議員が13万6000円（全世帯比では、152倍）、衆議院議員が3万4000円（同、37倍）であり、戦前には貴族院議員が高額所得者のステイタス・シンボルとして憧れの的であったのに対して、衆議院議員はほとんどその対象になりえなかった。

これに対して戦後の国会は、周知のとおり参議院、衆議院の二院制をとっており、1982年の定員は757人（参議院議員が249人、衆議院議員が508人）となっている。東洋経済新報社(株)編『政官四季報』を利用して、1982年当時の国会議員を確定した上で、それが上位5000人に入っているか否かを確認した。集計の結果、全体で8人（参議院議員が5人、衆議院議員が3人）が含まれており、発生率は1.1%（参議院議員が2.0%、衆議院議員が0.6%）となった。戦前の発生率と比較すると、いずれも低くなっている。また高額所得者の議員の平均所得（全世帯比）を比較すると、参議院議員が2億2540万円（同、32倍）、衆議院議員が3億1050万円（同、43倍）となっており、戦前と比較して両院間の差が縮まっている。さらに法律上は行政組織の長であるが、実質的には立法組織に属する大臣在任者の所得を比較してみると（表15）、1936年は総理大臣広田弘毅が5991円、大臣13人の平均が1万8899円（全世帯比は21倍）であるのに対して、1982年は総理大臣鈴木善幸が2434万円、大臣21人の平均が4781万円（同、7倍）とかなり差が縮まっている。もっとも上位5000人目の所得を比較すると、1936年が2万2933円、1982年が8693万円であるため、公表された課税所得からみると戦前・戦後とも大臣の大半は上位5000人以内に含まれていなかった。一般に政治家は、疑獄事件がおこるたびにその所得額の高さが指摘されてきたが、課税所得でみる限りは、戦後はあまり魅力的な職種とはいえなくなってきた。また課税所得でみる限り、政治家の実態は選挙費用を自己資産の処分によって調達する「井戸堀政治家」に近いのかもしれない。

表15 現職大臣の課税所得比較 (各年とも4月1日現在)

	1936年		1982年	
	氏名	所得額(円)	氏名	所得額(千円)
内閣総理大臣	広田弘毅	5,991	鈴木善幸	24,337
外務大臣	有田八郎	4,328	園田直	12,530
大蔵大臣	馬場鎧一	85,549	渡辺美智雄	71,235
司法(法務)大臣	林頼三郎	9,980	奥野誠亮	17,880
文部大臣	平生八三郎	—	田中竜夫	18,332
農林(農林水産)大臣	島田俊雄	8,417	亀岡高夫	13,664
商工(通産)大臣	小川郷太郎	6,745	田中六助	14,985
逓信(郵政)大臣	頼母木桂吉	8,318	山内一郎	25,670
鉄道(運輸)大臣	前田米蔵	55,144	塩川正十郎	19,718
内務(自治)大臣	潮恵之輔	5,498	安孫子藤吉	21,594
陸軍大臣	寺内寿一	8,393	—	—
海軍大臣	永野修身	6,714	—	—
防衛庁長官	—	—	大村襄治	14,727
拓務大臣	永田秀次郎	21,711	—	—
建設大臣	—	—	斉藤滋与史	64,270
厚生大臣	—	—	村山達雄	26,349
労働大臣	—	—	藤尾正行	16,668
内閣官房長官	—	—	宮沢喜一	18,951
総理府総務長官	—	—	中山太郎	14,930
(兼; 沖縄開発庁長官)				
経済企画庁長官	—	—	河本敏夫	520,892
科学技術庁長官	—	—	中川一郎	13,303
環境庁長官	—	—	鯨岡兵輔	28,244
行政管理庁長官	—	—	中曾根康弘	33,216
国土庁長官	—	—	原健三郎	12,514
(兼; 北海道開発庁長官)				
平均	—	18,899	—	47,810
(全世帯比)		21.0		6.7

注) ()内は1982年における大臣名称、(兼;)内は同じく兼務の大臣名称を示す。
資料) 交詢社編『第41版日本紳士録』、東京商工リサーチ編『昭和58年版全国高額所得者名簿』

なお高額所得者内における所得階層間格差を国会議員と非国会議員に要因分解してみると(表16)、戦前・戦後とも非国会議員内の格差が全世帯の格差のほぼすべてを説明している。また地域間格差の場合にもほぼ同様の結果となったが、階層間格差と比べると非国会議員内の格差の説明力が低下しており、国会議員・非国会議員間の格差が大きくなっている。

次に行政・司法面は、いずれも戦前・戦後とも大半が公務員であり、立法面と比較すると年俵は相当低くなっている。もっとも公務員という言葉は、戦後できた用

表16 格差の国会議員・非国会議員別要因分解（上位5,000人）

		全世帯		議員・非議員			
		(T)	間格差(B)	(W _j)	議員内	非議員内	
所得階層間格差	1936年	変動係数の分解	2453.790	31.758	2422.032	109.204	2312.828
		(同、構成比)	100.0	1.3	98.7	4.5	94.3
	1982年	変動係数の分解	555.810	1.235	554.576	1.324	553.252
		(同、構成比)	100.0	0.2	99.8	0.2	99.5
1936~82年 の変化	寄与度 (%)	-77.3	-1.2	-76.1	-4.4	-71.7	
	寄与率 (%)	100.0	1.6	98.4	5.7	92.8	
地域間格差	1936年	変動係数の分解	14.240	2.011	12.229	0.993	11.236
		(同、構成比)	100.0	14.1	85.9	7.0	78.9
	1982年	変動係数の分解	5.635	-0.788	6.423	0.797	5.626
		(同、構成比)	100.0	-14.0	114.0	14.1	99.8
1936~82年 の変化	寄与度 (%)	-60.4	-19.6	-40.8	-1.4	-39.4	
	寄与率 (%)	100.0	32.5	67.5	2.3	65.2	

注) 1. 変動係数の分解値は、実際の数値を1,000倍している。

2. 寄与度は、以下の式によって算出した。

$$\text{寄与度}(c) = (100/T_s) \cdot (A - A_s)$$

ただし

$$c = \begin{bmatrix} \text{全世帯の寄与度} \\ \text{n集団間の寄与度} \\ \text{第1集団内の寄与度} \\ \vdots \\ \text{第n集団内の寄与度} \end{bmatrix} \quad A = \begin{bmatrix} T \\ B \\ W_1 \\ \vdots \\ W_n \end{bmatrix} \quad A_s = \begin{bmatrix} T_s \\ B_s \\ W_{1s} \\ \vdots \\ W_{ns} \end{bmatrix}$$

添え字 s のついた記号は1936年、s のつかない記号は1982年を示す。

3. 寄与率とは、全世帯の寄与度を100とした構成比を示す。

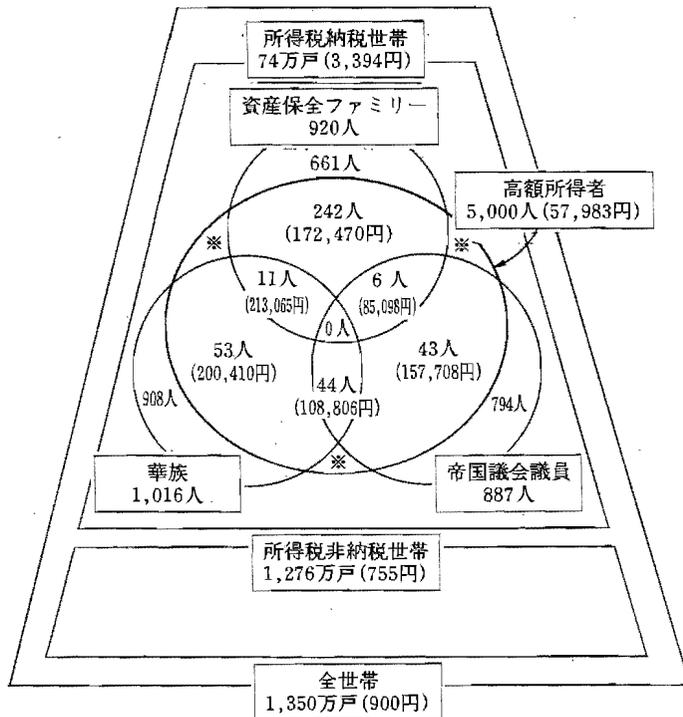
資料) 交詢社編『第41版日本紳士録』、東京商工リサーチ編『昭和58年版全国高額所得者名簿』

語であり、この範囲に一致する戦前の職名はない。強いてあげると官吏（文官・武官）とそれ以外の公務を担当する者（国会議員・委員・嘱託員・雇員・傭員等）が該当していた。そこでとりあえず戦前の文官と戦後の国家公務員事務職を比較しよう。1936年における文官のトップ・クラスの年俸は、正確な数字は不明だが百瀬（1990）によると、大審院長・検事総長の6600円、事務次官の5800円であった³⁰⁾。このためよほど資産を持った者でない限り、官吏が上位5000人以内に入ることは事実上無理であった。これに対して1982年は、最高裁判所長官が3500万円、事務次官が2219万円であり、やはり戦前同様に上位5000人には入っていない。ただし全世帯比では大審院長が7倍、最高裁判所長官が5倍であり、戦後は公務員の年収が相対的に低下していることがわかる。

4. 結びに代えて

本稿を終えるにあたり、戦前の経済面における支配階層のフレームワークに言及

階層構成の概要 (1936年)



※の部分の合計=4,601人(48,536円)

- 注) 1. 上位5,000人以外の所得税納税世帯のうち、資産保全ファミリー、華族、帝国議会議員のいずれか複数に所属している人数は、計測していないため、あえて図中に明記していない。
2. ()内は、各集団の第三種所得の平均額である。なお、全世帯と所得税非納税世帯の平均額は、第三種所得と概念を統一した金額である。

しておこう³¹⁾。もっともこの階層の分析には、全世帯の約5%を占めていた所得税納税世帯(74万戸)を対象とすべきであるが、残念ながら今回の分析対象はわずか21府県の上位5000人をカバーしたにすぎない。しかしこのような欠点はあるものの個票分析をおこなった結果、まず図のように華族・資産保全ファミリー・帝国議会議員(大半は貴族院議員)の3集団が、それぞれ独立して形成されていたことがわかった。上位5000人以外の納税世帯においても、概ね同様の傾向であったことが予想される。また3集団いずれにも属する者が存在しなかった点も特徴としてあげられる。

前近代の支配階層では、藩主のように政治力、経済力等の複数の権力をもつ者がいたが、1936年時点ではすでにこのような状況が存在しなかったことが確認できる。もっとも華族で帝国議会議員を勤めていた者が44人いたが、これは制度上から無条件で貴族院議員となれる公・侯爵22人が含まれていたことによる。また本稿で扱っ

た3集団が相互に独立であるといっても、子弟の婚姻による縁戚関係（いわゆる閥閥）³²⁾や出身組織や出身地による利益志向集団（門閥、藩閥）が、戦前から活発につくられてきたため、一概に各集団が独立であるとはいえない。しかしこのような関係を考慮しても、1人が複数の権力をもつ場合が極端に限られていたことは事実であろう。このような状況は、『三井家憲』（12条）において政治に関与することを禁止しているように、各種権力の集中がかならずしも富の集中をもたらさないと認識していたか、あるいは権力の集中がもはや一家族の能力をはるかに越えていたことを意味しているのかもしれない³³⁾。

また上位5000人に所属していない3集団のファミリーがかなりの割合いること、上位5000人のうち3集団に所属していない者が、4600人と全体の9割強を占めていたことも興味ある事実である。これは、一般にわれわれが抱いている富豪の固定観念を否定するものといえよう。すなわち小説等では、華族や財閥、貴族院議員が富豪の代名詞として描かれてきた。しかし今回の計測結果からは、むしろこの集団にもかなり低所得の者がいること、さらにこれに代わる規模の大きな集団があることが明らかとなった。後者の集団の実態は、きわめて多様な職種の集合体として考える必要がある。既述の結果から類推すると、[地域別では都市圏、産業別では第3次産業、身分別では平民、資産保全組織の有無別では未組織ファミリー]に該当する集団、例えば都市圏に居住する自営業オーナー、大企業の役員、地主、レントナー等によって構成されていたことが予想される。

これらの人々を一括して論じることは、あまり意味のあることではない。そこで資料の比較的整っている大企業の役員について、戦前と戦後の比較をおこなってみよう。我が国の企業経営の発展過程において、企業内にオーナー以外の専門経営者（いわゆるサラリーマン重役）が定着してきたのは、第一次大戦以降である。これとほぼ同時に重役の収入が高額であることや役員の兼職数が多すぎる点、モラルの低下等がしばしば指摘されていた。特に収入の大部分が賞与であり、給料の数倍から十数倍に達していた。高橋（1956）によると1928年当時、役員賞与の率を会社定款で規定しているのが一般的であり、電力会社の場合についてみると、調査会社62社中、会社純益金の100分の20を最高とし、100分の10とするものが25社あったという³⁴⁾。これらの専門経営者は、役員報酬によって自社株の買い集めをおこない、大株主となっていった。さらに一部には、この権限を利用して取締役を世襲化していく者もあり、「専門経営者による資本家重役の駆逐と専門経営者自身の資本家化」現象（森川（1981） p.166）がみられた。また持株会社の場合には、財閥

ファミリーの生活費を厳しく査定しているのに対して、番頭達の所得は比較のお手盛りであったといわれている³⁵⁾。

これに対して戦後は、流行語「三等重役」に代表されるように、戦前と比較してかなり低くなってきた。この理由として①GHQの労働改革によって労働組合の設立が自由となり、社内における従業員の賃金交渉力が上昇したこと、②戦後の高度成長のもとで労働需給が逼迫し、若年労働者等、低所得階層の賃金が相対的に上昇したこと、③資金調達の一手段として株式市場が重要視され、株主対策として適切な水準の配当率を維持する必要性が高まったこと、④法人税法上からも、役員報酬の損金参入を制限していること、等があげられる。このような社内の分配構造の変化が役員収入の抑制と若年層の賃金の上昇をもたらし、階層間格差を縮小させていったといえよう³⁶⁾。

本稿の計測結果から得られたファクト・ファインディングを示せば、一応以下のとおりである。

- ①戦前は、戦後より所得階層間・地域間の所得分配が不平等であり、それゆえ人々の羨望感情が高かった。また高額所得者内に限っても、同様の状況が存在した。
- ②戦前の高額所得者のなかで圧倒的な割合を占めていたのは、都市圏在住の第3次産業就業者である。このため高額所得者の代名詞として華族、資産保全ファミリー、帝国議会（特に貴族院）議員等をあげていた従来の固定観念を訂正する必要がある。
- ③他方、上記3集団は、その一部のみ高額所得層にあり、かつそれぞれ独立して集団を形成していた。いわば1人に複数の権力が集中している場合はほとんどなかった。
- ④3集団が高額所得層に入っている背景には、華族制度、貴族院議員（特に多額納税者互選議員）の選挙制度、資産保全組織の設立、長子相続等、各集団を存続させるメカニズムが存在していた。
- ⑤高額所得者内の格差を変動係数によって要因分解すると、業種別では第3次産業内格差、爵位別では平民内格差、資産保全組織別では財閥内格差、国会議員別では非国会議員内格差が、それぞれ大きな影響を与えていた。
- ⑥戦後の所得階層間・地域間格差は、GHQによる各種の経済民主化政策や所得税率の引き上げ、選挙制度の改正等によって、階層間の流動化が活発化して大きく縮小していった。
- ⑦戦後の高額所得層の特徴を構成比により戦前と比較すると、地域別では東京圏の

上昇・地方圏（大阪圏を含む）の低下、所属組織別では統治組織関係者の低下・民間企業就業者の上昇、企業規模別では大企業従業員の低下・中小企業オーナーの上昇がおこっている。

なお最後に1つだけ付言しておく、本稿の作業は2.3で述べたように1時点の高額所得者の分布状況を分析したにすぎない。2時点の資料から「トランジション・マトリックス」を作成して高額所得者の安定性を検討する作業は、おこなわなかった。この作業は別の機会に譲りたい。

補論1. 羨望感指標の計測方法

いま、 n 人で構成されている社会を仮定する。これらの人々の所得分布 Y_i として、それを高い順に並べると、

$$Y_1; Y_1 \geq Y_2 \geq \dots \geq Y_n$$

ここで人々が「リッチ」な気分を意識しだす所得金額を Z とし、それが Y_m で与えられていると仮定する。さらに所得が Z 未満の者の平均所得を μ_0 、すなわち $\mu_0 = \frac{\sum_{i=m+1}^n Y_i}{n-m}$ として、以下の条件を満たす所得分布を「打ち切り所得分布」と呼ぶ。

$$Y_i = Y_i, \quad Y_i \geq Z \quad (\text{すなわち } i=1, \dots, m) \text{ の場合}$$

$$Y_i = \mu_0, \quad Y_i < Z \quad (i=m+1, \dots, n) \text{ の場合}$$

ところで「打ち切り所得分布」を使用して、「リッチ」な気分が高額所得者の所得超過額 $(Y_i - Z)$ の加重総額を基準化した値で計測できると仮定する。そうすると羨望感指標 (R) は、

$$(1) \quad R = A \sum_{i=1}^n W_i (Y_i - Z) + B$$

と書くことができる。ここで A, B は基準化のための定数、 W_i は各人の気分に対するウェイトである。さらに $A = 2/\mu n^2$ 、 $W_i = n+1-i$ 、 $B = A \sum_{i=1}^m (n+1-i)(Z + \mu) + A \sum_{i=m+1}^n (n+1-i)(\mu_0 + \mu)$ として(1)式を書き換えると、

$$(2) \quad R = (2/\mu n^2) \sum_{i=1}^n (n+1-i)(Y_i - \mu)$$

本稿では(2)式を計測に用いたが、その際に互いに離れた2時点を比較することから Z を特定化せず、 Y_m を全世帯数に占める上位1万分の1から求めることとした（なお詳細は、高山（1982）を参照のこと）。

補論 2. ジニ係数の所得要素別要因分解

いま m 個の所得要素がある場合、地域間格差 (G) * を以下のように要因分解することができる (なお詳細は、Rao (1969) を参照)。

$$G = \sum_{i=1}^m W_i \cdot \bar{G}_i$$

ここで $i(=1, \dots, m)$ は所得要素名、 W_i は第 i 番目の所得要素の全国計が所得総額の全国計に占める割合、 \bar{G}_i は擬ジニ係数 (i の分布を所得総額の順位に並べてジニ係数と同様の計測をおこなった数値) を示している。 $W_i \cdot \bar{G}_i$ を加重擬ジニ係数と呼ぶと、地域間格差は加重擬ジニ係数により所得要素別に要因分解できる。

* 所得階層間格差にもこの方法は適用可能である。

補論 3. 地域間格差 (変動係数) のグループ別要因分解

例えば地域数 m 個の地域間格差を、 n 個のグループに要因分解する場合を考えよう。まず全国の所得階層間格差 (T) を、地域間格差 (T_b) と各地域内の所得階層間格差 (T_i) に分解すると、

$$(1) \quad T = T_b + \sum_{i=1}^m W_i \cdot T_i$$

ここで $i(=1, \dots, m)$ は地域名、 W_i は T_i に対するウェイトを示す。また T を、グループ間格差 (F_b) と各グループ内の所得階層間格差 (F_j) に分解すると、

$$(2) \quad T = F_b + \sum_{j=1}^n Y_j \cdot F_j$$

ここで $j(=1, \dots, n)$ はグループ名、 Y_j は F_j に対するウェイトを示す。さらに T_i を、 i 地域内のグループ間格差 (f_{bi}) と i 地域内の各グループ別の所得階層間格差 (f_{ij}) に分解すると、

$$(3) \quad T_i = f_{bi} + \sum_{j=1}^n y_{ij} \cdot f_{ij}$$

ここで y_{ij} は、 f_{ij} に対するウェイトを示す。(1)式に(2)(3)式を代入して、 T_b について整理すると、

$$\begin{aligned}
 (4) \quad T_b &= F_b + \sum_{j=1}^n Y_j \cdot F_j - \sum_{i=1}^m W_i \cdot (f_{b_i} + \sum_{j=1}^n y_{ij} \cdot f_{ij}) \\
 &= (F_b - \sum_{i=1}^m W_i \cdot f_{b_i}) + (\sum_{j=1}^n Y_j \cdot F_j - \sum_{i=1}^m \sum_{j=1}^n W_i \cdot y_{ij} \cdot f_{ij})
 \end{aligned}$$

となる。(4)式の右辺第一項が地域間格差におけるグループ間格差要因であり、第二項が同様に各グループ内格差要因となる。なお本稿では T_b を計測するにあたって、全国を東京圏・京阪神圏・中京圏・その他圏の4圏域に分類した。

注 釈

本稿は、一橋大学の溝口敏行教授、高山憲之教授および本誌レフェリーの丁寧なご指摘によって大幅に書き換えることができた。深く感謝の意を表する。なお本稿における間違いは、全て筆者の責任であることをお断りする。

- 1) なお高額所得者（資産家）の研究は、なにも戦後より始まったわけではなく、山路（1908、1914）、横山（1910）、白柳（1931）等、明治時代より発表されてきた。ただし、それらはいずれも富豪の生活面を中心に描写されており、残念ながら本稿の目的には適さない。
- 2) この点に関して、佐藤（1990）は以下のように述べている。「『華族・政商』『寄生地主』『地方財閥』と呼ばれるグループを当時の日本社会全体の中に置いてみればいい、いったい各グループ、とくに地主が相対的にはどのような位置関係にあったかという点については、必ずしも十分に解明されているわけではない。このことは、『地主』という語にまつわるイメージと、彼らを華族や商工資本家グループと比較したときに、実際の程度の資産や、それにとまなう社会的影響力があったかという客観的評価との食い違いを考えるばあいなどに、強くいえる」（p.320）。
- 3) この資料は現在、安良城編（1970）により入手することができる。
- 4) これらの主要なものを掲載した資料として、渋谷編（1984、1985）があげられる。
- 5) 具体的な発表時期は、1890年4月、1894年9月、1897年4月、1901年10月、1904年4月、1908年9月、1911年4月、1915年2月、1918年4月、1919年8月、1923年10月、1925年4月、1925年7月、1929年6月、1932年7月、1939年7月、1941年8月である。
- 6) ちなみに戦前の皇室では、日常経費に相当する皇室費が国庫から支給されていた。この金額は、帝国憲法により議会の干渉をあらかじめ排除されていたが、1910年以降は450万円であった。
- 7) なお『紳士録』には、高額所得者以外に巻末に約3500の主要銀行・企業に所属する幹部社員約6万人が掲載されているので、これを分析に取り入れることもできよう。
- 8) もっとも皇族の所得は不明である。ただし戦後の皇族の所得は、憲法88条によって、国家

予算に計上され国会の決議を経なければならないことになっているが、例えば1982年の昭和天皇一家および現天皇一家の私的な生活費は、約3億7158万円（内廷費2億1570万円＋皇族費1億5588万円）であった（詳細は、南方（1988）第2章を参照されたい）。

- 9) 市川（1991）pp.11-14。
- 10) このため本稿で抽出した高額所得者は、市川の提唱する「恒常的高額所得者」ではない。
- 11) 戦後の食糧難以降今日に至るまで、最低生活水準という意識が春闘の賃金交渉の場で、盛んに用いられてきた。このため現在でも、この視点をまったく無視できるとはいえないが、本稿ではより直感に訴える方法として、順位の概念を採用した。
- 12) 主要な産業統制を法律からみても、以下のようなものがあげられる。[1934年／貿易調節及通商擁護ニ関スル法律（いわゆる通商擁護法）・石油業法、1936年／自動車製造事業法・重要肥料業統制法、1937年／貿易組合法・貿易及関係産業ノ調整ニ関スル法律（同、貿易調整法）・人造石油製造事業法・製鉄事業法、1938年／国家総動員法・工作機械製造事業法・航空機製造事業法・電力管理法、1939年／造船事業法・軽金属製造事業法、1940年／有機合成事業法]
- 13) ジニ係数、変動係数の要因分解に関しては、谷沢（1989）を参照のこと。
- 14) なお国民所得の推計値は、周知のとおり『国民所得白書』より、大川一司ほか（1974）『長期経済統計1.国民所得』東洋経済新報社のほうが正確である。しかし残念ながら、後者には分配面の数値が掲載されていないため、あえて前者の旧推計値を使用した。ちなみに個人消費支出額（当年価格）を比較すると『国民所得白書』は114億4300万円であり、『長期経済統計1.』（133億2800万円）の86%となっている。
- 15) もっとも、これら国民経済計算にもとづいた平均所得には、①土地の売却金額が含まれていない反面、農家における自家消費分が含まれていること、②帰属家賃・帰属利子等の帰属計算にもとづく金額が含まれていること、③個人企業が含まれていること等、稼得所得と厳密には概念が一致していない。
- 16) この要因分解については、豊田（1975）を参照のこと。なお同様の要因分解が可能な指標としてタイル指標がある。このため、採用する指標によって分解された要因の説明力が異なるのが一般的であり、本稿の計測結果を判断する際にもこの点に留意されたい。
- 17) 戦争による地域別の被害状況を、一般私有建築物の被害額に限ってみても、東京圏が55億2600万円であり、全国（126億5200万円）の44%にあたることから、このようなストックの被害にともなうフローの減収もきわめて大きかったことが予想される（詳細は、経済安定本部（1947）を参照のこと）。
- 18) このような主張は、香西（1981）においても、以下のように指摘されている。「戦争直後には、財産税徴収、財閥解体、インフレ、賃金配当統制などもあって、窮乏のもとで否応なしに所得分布は平等化した」（p.318）。
- 19) 戦前の旧民法においては、戸主の死亡時に家督相続とともに遺産相続をおこなうことが多かったが、その際には家族たる嫡出の長男が第一順位として家督相続がおこなわれた。このため財産の相続は、実質的には長子相続となることが多かった。

- 20) もっともわれわれの入手できる情報は、所属組織名でしかないため、これを業種に分類する作業の過程で、誤った分類をおこなう可能性がある。しかしこのようなケースを含めて考えても、第1次産業の低水準と第3次産業の高水準が特徴としてあげられよう。
- 21) 以下の華族関連の数字は、主に酒巻（1954）を参照した。なお1947年の華族制度廃止時には、126人（家）が爵位を返上しており、890人（家）に減少していた（酒巻（1954）p.479）。
- 22) 旧華族令の施行にあたって作成された「叙爵内規」（1884年）では、華族の爵位を以下のように定めた（酒巻（1954）pp.134-135）。
- [公爵] 親王諸王ヨリ臣位ニ列セラルル者 旧摂家 徳川宗家 国家ニ偉勲アル者
- [侯爵] 旧清華 徳川旧三家 旧大藩知事即チ現米拾五万石以上 旧琉球藩王 国家ニ勲功アル者
- [伯爵] 大納言迄宣任ノ例多キ旧堂上 徳川旧三卿 旧中藩知事即チ現米五万石以上 国家ニ勲功アル者
- [子爵] 一新前家ヲ起シタル旧堂上 旧小藩知事即チ現米五万石未満及ビ一新前旧諸侯タリシ家 国家ニ勲功アル者
- [男爵] 一新後華族ニ列セラレタル者 国家ニ勲功アル者
- 23) この点は、制度発足当時からしばしば指摘されてきた。代表的な主張として、東京横浜毎日新聞の1884年7月15-17日の社説があげられる（遠山編（1988）pp.408-416）。
- 24) 小田部（1986）p.60。
- 25) 本稿では、阿部（1933）pp.227-232の資料にもとづき整理した後藤のデータ（1971、p.16）を利用した。
- 26) 高額所得者のうち、特に財閥・商家・華族の資産保全行動における家憲・家法の重要性については、安岡（1984）、福島（1967）が詳しい。
- 27) 財閥と保全集団、あるいは持株会社と保全会社といった分類は、筆者の発案によるものである。詳細は、谷沢（1991-a）を参照されたい。なお財閥、保全集団のいずれも、きわめて限られた情報のなかで選定をおこなっているため、かならずしも適切な選択がおこなわれているとは限らない。しかし財閥と保全集団を設立していた高額所得者と、それをおこなわなかった高額所得者とのあいだに、いかなる格差が発生していたかを把握することは、興味深いことであろう。
- 28) ロバーツ（1976）では、わが国のトップグループに関して次のような興味深い事実を指摘している。「個人収入からいえばトップは、天皇で年にだいたい3,000万円だった。2位は住友吉左衛門で、年収約2,000万円といわれた。これと比較して、11ある全三井家の総額は約3,000万円であった。」（p.236）。ただしこの年次がいつごろかは不明であるが、概ね昭和10年代であると予想される。
- 29) この点に関しては、澤田（1989）を参照のこと。
- 30) 百瀬（1990）pp.100-101における表四-2を参照。なお戦前期の官僚制に関しては、秦（1981）が詳しい。
- 31) 戦前の階層（あるいは階級）構成に関する研究として、主に『国勢調査』の有業者数を利

用した後藤（1971）、原（1979）、竹内（1982）等の研究がある。ただしこれらの研究は、いずれもマルクス経済学的な支配・被支配関係を基準としているものの、経済的な支配階層と政治的な支配階層をいかなる統一的な基準で分類すべきか等、具体的な基準が明示されていない点が問題である。

- 32) この点は佐藤（1986、1987）が詳しい。
- 33) 同様の意見として東畑（1964）では、「金持でなくては学者になれないとなすのと同じく、資本主でなければ企業者とはなれないというような社会は旧形態の社会であって、人間の才能を活かして使っていない社会となさねばなるまい。後進国であるほど、金持、事業家、学者、政治家といったような諸資格が三位一体となって同一人物に集中していることが多いのである」（p.165）と指摘している。
- 34) 以下の記述は、高橋（1956）による。
- 35) 野田（1988）p.285。
- 36) 詳細は、弥富（1991）を参照。

参考文献

- 阿部勇（1933）『日本財政論・租税』改造社
- 安名城盛昭編（1970）『貴族院多額納税者議員互選人名簿』全50巻、御茶の水書房
- 福島正夫（1967）「財閥家憲と「家」制度」同『日本資本主義と「家」制度』東京大学出版会、pp.369-406
- 後藤靖（1971）「近代日本の階級構成」大橋隆憲編著『日本の階級構成』岩波新書、第II章、pp.13-76
- 白柳秀湖（1931）『日本富豪発生学』日本評論社
- 原朗（1979）「階級構成の新推計—1920～1940年国勢調査による再検討—」安藤良雄編『两大戦間の日本資本主義』東京大学出版会、pp.325-364
- 秦郁彦（1981）『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』東京大学出版会
- 市川洋（1986）「高額所得者の研究」社会保障研究所編『季刊社会保障研究』第22巻第3号、pp.246-258
- 市川洋（1987）「高額納税者の研究」日本財政学会編『日本財政学会年報』
- 市川洋（1991）『長者番付の研究』講談社
- 伊牟田敏充（1989）「華族大資産家—その株式投資の展開と特質」渋谷隆一ほか編『地方財閥の展開と銀行』日本評論社、pp.523-563
- 石井寛治（1988）『日本経済史』東京大学出版会
- 維新史料編纂会編（1976）『華族譜要』大原新生社
- 霞会館諸家資料調査委員会（1982）『昭和修華族家系大成』上巻、吉川弘文館
- 霞会館諸家資料調査委員会（1984）『昭和修華族家系大成』下巻、吉川弘文館

- 経済安定本部総裁官房調査課編 (1947) 『今次戦争による国富被害算定方法』
 勸交詢社編 (1937) 『第41版日本紳士録』
 勸交詢社 (1987) 『交詢社百年史』
 香西泰 (1981) 『高度成長の時代』 日本評論社
 南方紀洋 (1988) 『天皇に関する12章』 ちくま文庫
 三戸公・正木久司・晴山英夫 (1973) 『大企業における所有と支配』 ミネルヴァ書房
 南亮進 (1981) 『日本の経済発展』 東洋経済新報社
 溝口敏行 (1986) 「日本の所得分布の長期変動」 一橋大学経済研究所編『経済研究』第37巻
 第2号、pp.152-158
 溝口敏行 (1987) 「日本の高額所得者の分布」 一橋大学経済研究所編『経済研究』第38巻第2号、
 pp.130-138
 百瀬孝 (1990) 『事典；昭和戦前期の日本—制度と実態—』 吉川弘文館
 森川英正 (1981) 『日本経営史』 日経文庫
 日経ビジネス編 (1990) 『続々・会社の寿命—強さの研究—』 新潮文庫
 野田信夫 (1988) 『日本近代経営史—その史的分析—』 産業能率大学出版部
 織田正誠編 (1925) 『貴族院多額納税者名鑑』 太洋堂出版部
 岡部牧夫・小田部雄次編 (1986) 『華族財産関係資料』 全2巻、不二出版
 小田部雄次 (1986) 「1920年代における華族世襲財産の変様—華族世襲財産に関する新資料を中
 心に—」 日本史研究会編『日本史研究』第288号、pp.58-72
 Rao, V. M. (1969) "Two Decomposition of Concentration Ratio," *Journal of Royal Sta-
 tistical Association, Series A, Vol.132, Part 3, pp.418-425*
 ロバーツ、J.G.著、安藤良雄・三井禮子監訳 (1976) 『三井』 ダイヤモンド社 (原著は、
 Roberts, J.G. (1973) *MITSUI, Three Centuries of Japanese Business*, Weatherhill,
 New York & Tokyo)
 酒井美意子 (1982) 『ある華族の昭和史』 主婦と生活社
 酒巻芳男 (1954) 『在りし日の華族制度』 謄写版
 佐藤正広 (1990) 「資産家と地主」 西川俊作・山本有造編『産業化の時代；下』 岩波書店、
 pp.320-340
 佐藤朝泰 (1986) 『門閥—旧華族階層の復権—』 立風書房
 佐藤朝泰 (1987) 『閥閥—日本のニュー・エスタブリッシュメント—』 立風書房
 澤田修治 (1989) 「日本の財産所有 (三) —資産家行動の分析—」 東京商船大学編『東京商船大
 学紀要』、pp.65-84
 渋谷隆一 (1989) 「地方大資産家 (財閥) の発展概要」 渋谷隆一ほか編『地方財閥の展開と銀
 行』 日本評論社、pp.1-39
 渋谷隆一編 (1984) 『明治期日本全国資産家地主資料集成』 I~V、柏書房
 渋谷隆一編 (1985) 『大正・昭和期日本全国資産家地主資料集成』 I~VII、柏書房
 渋谷隆一・加藤隆・岡田和喜編 (1989) 『地方財閥の展開と銀行』 日本評論社

- 汐見三郎編 (1941) 『改訂；国民所得の分配』有斐閣
- 高橋長太郎 (1953) 『所得分布の変動様式』一橋大学経済研究叢書 岩波書店
- 高橋亀吉 (1956) 『我国企業の史的発展』東洋経済新報社
- 高山憲之 (1982) 「打ち切り所得分布とその応用についての覚書」一橋大学一橋学会編『一橋論叢』第88巻第4号、pp.130-136
- 竹内常善 (1982) 「諸階層とその動向」社会経済史学会編『1930年代の日本経済』岩波書店、pp.187-276
- 寺崎康博 (1986-a) 「所得格差は拡大しているか」日本評論社編『経済セミナー』2月号、pp.72-75
- 寺崎康博 (1986-b) 「戦前期の所得分布の変動；展望」長崎大学教養部編『長崎大学教養部紀要』第26巻第2号、pp.25-42
- 東畑精一 (1964) 『日本資本主義の形成者—さまざまの経済主体—』岩波新書
- ㈱東京商工リサーチ編 (1983) 『昭和58年版全国高額所得者名簿』
- 遠山茂樹編 (1988) 『日本近代思想大系2. 天皇と華族』岩波書店
- 豊田敬 (1975) 「所得分布の不平等度—不平等度の比較と尺度—」国民経済研究協会編『国民経済』第134号、pp.15-41
- 山路愛山 (1908) 『現代金権史』服部書店・文泉堂書房
- 山路愛山 (1914) 『現代富豪論』中央書院
- 安岡重明 (1984) 「商家・財閥・華族の財産管理」南山大学経済学会・経営学会編『アカデミア』経済経営学編第83号 (通巻171号)、pp.1-25
- 弥富賢之 (1991) 『役員報酬の正しい決め方』日本経営合理化協会出版局
- 谷沢弘毅 (1989) 『地域間経済格差の実証分析』㈱住信基礎研究所
- 谷沢弘毅 (1991-a) 「昭和戦前期における財閥・保全集団の概要」、未定稿
- 谷沢弘毅 (1991-b) 「戦前期日本の地域間格差の動向」、未定稿
- 谷沢弘毅 (1992) 「戦後日本の地域間格差の動向」一橋大学経済研究所編『経済研究』第43巻第2号、pp.133-148
- 横山源之助 (1910) 『明治富豪史』易風社